# 海外研究動向/中国

「四権」(知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利)の消長

山本 賢二\*

# はじめに

2017 年 10 月 18 日から 24 日まで開催された中国共産党第 19 回全国代表大会(19 全大会)の初日に習近平総書記が第 18 期中央委員会を代表して行った「ややゆとりのある社会を全面的に築き上げる決戦に勝利し、新たな時代の中国の特色ある社会主義の偉大な勝利を勝ち取ろう」(決胜全面建成小康社会 夺取新时代中国特色社会主义伟大胜利)と題する報告は胡錦濤時代の 17 全大会、18 全大会の両報告にあった中国語で「知情权、参与权、表达权、监督权」と表現される「四権」(四权) = 「知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利」(暫時日訳) にも言及した。

習の19全大会報告が「四権」に言及したことは胡錦濤前総書記が目指した「調和のとれた社会」 (和谐社会)実現には「四権」の保障が必要であると胡が考えていたのに対し、習の実現を目指す 「ややゆとりのある社会」(小康社会)にもこの「四権」は必要であるとのメッセージでもあった が、その取り上げ方は少し違うものであった。

習の19全大会報告は「基層政権を打ち固め、基層の民主制度を完備し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障する。」(巩固基层政权、完善基层民主制度、保障人民知情权、参与权、表达权、监督权。)とし、「四権」は「基層」という文脈の中に置かれている。

これに対し胡錦濤の17全大会報告(2007年10月15日)は「民主制度を健全にし、民主形式を豊富にし、民主的ルートを拡げ、法律に従い民主的選挙、民主的政策決定、民主的管理、民主的監督を実行し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障する。」(要健全民主制度、丰富民主形式、拓宽民主渠道、依法实行民主选举、民主决策、民主管理、民主监督、保障人民的知情权、参与权、表达权、监督权。)とし、18全大会報告(2012年11月8日)では「権力行使の制約と監督体系を健全にする。制度によって権力を管理、事柄を管理、人を管理することを堅持し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障することは権力が正しく行使されるうえでの重要な保証である。」(健全权力运行制约和监督体系。坚持用制度管权管事管人、保障人民知情权、参与权、表达权、监督权、是权力正确运行的重要保证。)と指摘している。

以上のように、「四権」は胡錦濤時代においては範囲の限定されない、より広範な「人民」の権利として取り上げられていたのに対し、習の19全大会報告では権力の末端といえる「基層」という範囲に限定された「人民」の権利として位置付けられたことが分かる。ここに「四権」に対する胡錦濤と習近平の観点の相違が如実に表れているといえよう。

<sup>\*</sup>やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

本稿では胡錦濤(中国共産党中央委員会総書記任期 2002 年 11 月 15 日— 2012 年 11 月 15 日)から習近平(同 2012 年 11 月 15 日—)へ権力が移行する過程におけるこの「四権」の消長を概観し、中国のジャーナリズム理解の一助にしたい。

### 1. 胡錦濤時代における「四権」

### 1.0 「四権」の萌芽

胡錦濤の執政が始まる前、江沢民(総書記任期 1989 年 6 月 24 日 — 2002 年 11 月 15 日)の 16 全大会報告(2002 年 11 月 8 日)では「四権」は「(七) 干部人事制度改革を深化させる。」の中で、「党員と大衆の幹部選抜任用に対する知る権利、参与する権利、選択権、監督する権利を拡大する。」(扩大党员和群众对干部选拔任用的知情权、参与权、选择权和监督权。)として取り上げられていた。後の「表現する権利」は無く、ここでは「選択権」となっていると同時に、あくまでも「幹部選抜任用に対する」という限定された範囲内の「党員と大衆」の「権利」として語られている。しかし、この時点で「…权」として、認知されたことは少なからぬ意味があるといえよう。すなわち、「四権」は江沢民時代にその萌芽を見て取ることができるのである。

そして、胡錦濤時代に入ると、2004年9月19日に中国共産党第16期中央委員会第4回総会で採択された「党の執政能力建設を強化することに関する中共中央の決定」(中共中央关于加强党的 执政能力建设的决定)では「基層の民主を拡大し、基層政権、基層の大衆的自治組織、企業事業単位の民主管理制度を完備し、政務公開、工場実務公開、村務公開などの実務処理公開制度を堅持、完備し、基層大衆の法に従い選挙権、知る権利、参与する権利、監督する権利などの民主的権利を行使することを保証する。」(扩大基层民主、完善基层政权、基层群众性自治组织、企事业单位的民主管理制度、坚持和完善政务公开、厂务公开、村务公开等办事公开制度、保证基层群众依法行使选举权、知情权、参与权、监督权等民主权利。)とされた。ここでは「選択権」が「選挙権」とされるとともに、「基層」という範囲内における「基層大衆」の権利として明文化されてもいた。

これは2005年10月11日に開催された中国共産党第16期中央委員会第5回総会で採択された「国民経済と社会発展第11次5か年規画制定に関する中共中央の提案」(中共中央关于制定国民经济和社会发展第十一个五年规划的建议)に引き継がれ「政務公開を推進し、基層の民主を発展させ、人民大衆が法に従い選挙権、知る権利、参与する権利、監督する権利などの民主権利を行使することを保証する。」(推进政务公开、发展基层民主、保证人民群众依法行使选举权、知情权、参与权、监督权。)とされていた。

ここまでは「四権」の中に、まだ「表現する権利」(表达权)は無く、またその「権利」「行使」の範囲と主体も基本的には「基層」とその「人民大衆」に限定されていたのであり、いわば江沢民氏時代からの継承ともいえる。

# 1.1 「四権」をめぐる環境

これより先、2003年に SARS 騒動、孫志剛事件などが起き、情報隠蔽問題が顕在化していた。

こうした政府の対応のまずさを改善するため、2005年1月26日に「国家突発公共事件総体応急マニュアル」(国家突发公共事件总体应急预案)を公布、翌2006年1月8日に実施に移した。同「マニュアル」は「突発公共事件」を4ランクに分け、その中の「特に重大または重大突発公共事件」については、その「発生後、各地区、各部門は直ちに報告しなければならず、最も遅くとも4時間を超えてはならず、これと同時に関係地域と部門に通報しなければならない。応急処置の過程で、引き続き適時に関係情況を報告しなければならない。」(特別重大或者重大突发公共事件发生后,各地区、各部门要立即报告,最迟不得超过4小时,同时通报有关地区和部门。应急处置过程中,要及时续报有关情况。)、「突発公共事件の情報発表は適時に、正確に、客観的に、全面的でなければならない。事件発生とともに、社会に簡単な情報を発表し、それに続き初歩的に明らかになった状況、政府の対応措置や公衆の防犯措置などを発表するとともに、事件処置状況に基づいて後続の発表活動をしっかり行わなければならない。」(突发公共事件的信息发布应当及时、准确、客观、全面。要在事件发生的第一时间向社会发布简要信息,随后发布初步核实情况、政府应对措施和公众防范措施等,并根据事件处置情况做好后续发布工作。)などと規定した。

さらに2005年には11月27日の黒竜江東風炭鉱爆発事件、11月13日に起きた吉林石化公司工場爆発によってもたらされた松花江汚染事件なども起き、情報が開示されないことで自己の生活が脅かされかねない「公共事件」に対する関心が高まっていた。

### 1.2 「四権」の提起

そうした中で、2006年10月11日の中国共産党第16期中央委員会第6回全体会議が招集され、同会議で採択された「社会主義の調和のとれた社会を構築する上での若干の重大問題に関する中共中央の決定」(中共中央关于构建社会主义和谐社会若干重大问题的决定)において初めて「選択権」や「選挙権」に変わって「表現する権利」が加わり、次のように位置付けられたのである。「政策決定の科学化、民主化を推進し、政務の公開を深化させ、法に従い公民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障する。」(推进决策科学化、民主化、深化政务公开、依法保障公民的知情权、参与权、表达权、监督权。)。これは「四権」をそれまでの範囲と主体を限定することなく、「公民」の「…权」(権)すなわち「権利」として明文化した初めての党の文書であり、胡錦濤の目指した「調和のとれた社会」ではこの「四権」が「保障」されるという青写真を提示したものといえる。ここに最大の意義があるのである。

その後、2007年にはアモイ市PX 反対運動が起きたり、山西省では誘拐児童をレンガ工場で働かせていた事件などがメディアによって暴露された。これと前後するように、2007年4月5日に「中華人民共和国政府情報公開条例」(中华人民共和国政府信息公开条例)が公布され、2008年5月1日から施行された。また、「突発事件」が起きた時の情報伝達態勢などを法制化した「中華人民共和国突発事件対応法」(中华人民共和国突发事件应对法)が2007年8月30日に全人代常務委員会で採択され、同年11月1日から施行された。これらは知る権利などの「公民」の「権利」に呼応する側面はあるものの、あくまでも政府からの情報公開伝達手続きを法制化したものであり、「四権」の法制化とは直接結びつくものではない。

そして、冒頭に触れた2007年10月15日の17全大会報告の「民主制度を健全にし、民主形式を

豊富にし、民主的ルートを拡げ、法律に従い民主的選挙、民主的政策決定、民主的管理、民主的監督を実行し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障する。」となるのである。ここでは「公民」から「人民」になっているものの、限定された範囲と主体ではなく、また、「政策決定」や「政務公開」よりもより広義の「民主制度」の文脈の中に「四権」が位置付けられたのである。

# 1.3 胡錦濤の人民日報視察時の「講話 | などに見る「四権 |

これに続き、翌2008年6月20日、人民日報を視察した胡は「人を本とすることを堅持し、マス コミ報道の親和力、吸引力、感染力を強めなければならない。人を本とすることは、マスコミ官伝 活動をうまく行ううえでの根本的要求である。断固として最も広範な人民の根本的利益をうまく実 現し、うまく擁護し、うまく発展させることをマスコミ宣伝活動の出発点と立脚点にし、断固とし て実際に接近し、生活に接近し、大衆に接近し、党の主張の体現と人民の声の反映を統一し、正し い誘導堅持と社会情勢民意反映を統一し、人民の主体的地位を尊重し、人民の知る権利、参与する 権利、表現する権利、監督する権利を保証しなければならない。基層に目を向け、大衆に奉仕し、 実際に深く入り、人民大衆の活動生活を多く報道し、人民大衆の利益要求を多く反映させ、人民大 衆の中に現れた先進的典型を多く宣伝し、全人民が確信をもってすばらしい生活を創りだすよう激 励しなけれならない。同時に、ニュースの事実を報道する中で正しい誘導を体現し、大衆と交流連 動する中で社会的コンセンサスを形成し、情報サービスを強化する中で思想教育を展開し、事実で 話をし、典型で話をし、数字で話をし、矛盾を解消し、気持ちを整え、各方面の大衆を導き共に前 進することを重視しなければならない。|(必须坚持以人为本,增强新闻报道的亲和力、吸引力、感 染力。坚持以人为本,是做好新闻宣传工作的根本要求。要坚持把实现好、维护好、发展好最广大人 民的根本利益作为新闻宣传工作的出发点和落脚点,坚持贴近实际、贴近生活、贴近群众,把体现党 的主张和反映人民心声统一起来,把坚持正确导向和通达社情民意统一起来,尊重人民主体地位,发 挥人民首创精神,保证人民的知情权、参与权、表达权、监督权。要面向基层、服务群众、深入实 际,多报道人民群众的工作生活,多反映人民群众的利益要求,多宣传人民群众中涌现的先进典型, 激励全体人民信心百倍地创造美好生活。同时,要注重在报道新闻事实中体现正确导向,在同群众交 流互动中形成社会共识,在加强信息服务中开展思想教育,用事实说话、用典型说话、用数字说话, 化解矛盾,理顺情绪,引导各方面群众共同前进。)と語った。すなわち「マスコミ宣伝活動」は 「人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利」を「保証」せよと呼びかけたの である。

さらに、胡は同年12月18日、改革開放の起点になった11期3中総会開催30周年記念大会の席上でも「われわれは法に従い民主的選挙、民主的政策決定、民主的管理、民主的監督を実行し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障し、科学的執政、民主的執政、法に従った執政を堅持し、政策決定の科学化、民主化を推進し、最も広範に人民を動員、組織し、法に従って国家の実務と社会の実務を管理させ、経済と文化事業を管理させなければならない。」(我们依法实行民主选举、民主决策、民主管理、民主监督、保障人民的知情权、参与权、表达权、监督权、坚持科学执政、民主执政、依法执政、推进决策科学化、民主化,最广泛地动员和组织人民

依法管理国家事务和社会事务、管理经济和文化事业。)と述べた。

さらに、胡錦濤は 2009 年 10 月 9 日に北京で開かれた第一回「世界メディアサミット」(世界媒体峰会)の開会式であいさつを述べ、「改革開放と社会主義現代化建設を推進する過程において、中国政府は終始メディアの発展を重視し、中国のメディアが実際に接近し、生活に接近し、大衆に接近し、新しい観念を創り出し、新しい内容を創り出し、新しい形式を創り出し、新しい方法を創り出し、新しい手段を創り出し、親和力、吸引力、感染力を増強し、社会正気を大いに発揚し、社会情勢民意を通じさせ、社会のホットな点を導き、公衆の気持ちを誘導し、輿論の監督をうまく行うことと人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障するなどの分野で重要な役割を発揮するよう励まし、支持している。」(在推进改革开放和社会主义现代化建设的过程中,中国政府始终高度重视媒体发展,鼓励和支持中国媒体贴近实际、贴近生活、贴近群众,创新观念、创新内容、创新形式、创新方法、创新手段,增强亲和力、吸引力、感染力,在弘扬社会正气、通达社情民意、引导社会热点、疏导公众情绪、搞好舆论监督和保障人民知情权、参与权、表达权、监督权等方面发挥重要作用。)と語った。内容自体は目新しいものではないが、News Corporation、AP、ロイター、イタルタス、共同、BBC、Time Warner Inc、グーグルおよび新華社が共同で開催を呼びかけたこの会議に出席した国の内外の170社余りの責任者を前にして「四権」に触れたことは胡錦濤の「四権」に対する強い思い入れを感じることができる。

### 1.4 党の「決定」に見る「四権」

これらと並行する形で、党の「決定」にもこの「四権」が明記されるようになった。2008年10月12日に17期3中総会で採択された「農村の改革発展を推進する若干の重大問題に関する中共中央の決定」(中共中央关于推进农村改革发展若干重大问题的决定)は「農民の政治参与の積極性が絶えず高まっていることと相応した郷鎮統治メカニズムを完備し、政務公開を実行し、法に従い農民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障する。」(完善与农民政治参与积极性不断提高相适应的乡镇治理机制,实行政务公开,依法保障农民知情权、参与权、表达权、监督权。)とした。

次に、2008年9月18日に17期4中総会で採択された「新たな情勢の下での党の建設を強化改善する若干の重大問題に関する中共中央の決定」(中共中央关于加强和改进新形势下党的建设若干重大问题的决定)では「党員の主体的地位と民主的権利を保障する。党員の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を根付かせることを重点とし、より一層党の実務に対する党員の参与度を向上させ、充分に党内生活の中における党員の主体的役割を発揮させる。」(保障党员主体地位和民主权利。以落实党员知情权、参与权、选举权、监督权为重点,进一步提高党员对党内事务的参与度,充分发挥党员在党内生活中的主体作用。)としている。

また、2011年10月18日の17期6中総会で採択された「文化体制改革を深化させ、社会主義文化の大発展大繁栄を推進する若干の重大問題に関する中共中央の決定」(中共中央关于深化文化体制改革推动社会主义文化大发展大繁荣若干重大问题的决定)は「報道輿論工作強化改善」(加强和改进新闻與论工作)の項目の中で「輿論誘導は正しければ党と人民の福となり、輿論誘導を誤れば党と人民の禍となる。マルクス主義のジャーナリズム観を堅持し、しっかりと正しい誘導を把握

し、団結安定鼓舞を堅持し、プラスの宣伝を主とし、主流輿論を強大にし、輿論の導きの適時性、権威性と公信力、影響力を向上させ、党の主張を宣伝し、社会の正気を高揚させ、社会情勢民意を通じさせ、社会のホットな問題を導き、公衆の気持ちをほぐし、輿論の監督を上手く行う重要な役割を発揮し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障しなければならない。」(舆论导向正确是党和人民之福,舆论导向错误是党和人民之祸。要坚持马克思主义新闻观、牢牢把握正确导向,坚持团结稳定鼓劲、正面宣传为主,壮大主流舆论,提高舆论引导的及时性、权威性和公信力、影响力,发挥宣传党的主张、弘扬社会正气、通达社情民意、引导社会热点、疏导公众情绪、搞好舆论监督的重要作用,保障人民知情权、参与权、表达权、监督权。)と指摘している。

## 1.5 政府活動報告に見る「四権」

一方、政府においても、温家宝首相が2007年3月5日に開催された第10期全人代第5回会議での政府報告で「各級政府は科学的民主的政策決定を堅持し、重大問題の集団政策決定制度、専門家諮問制度、社会公示・聴聞制度、政策決定責任制を完備し、法に従って公民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障しなければならない。」(各级政府要坚持科学民主决策,完善重大问题集体决策制度、专家咨询制度、社会公示和听证制度、决策责任制度,依法保障公民的知情权、参与权、表达权、监督权。)と呼びかけた。

翌 2008 年 3 月 5 日の第 11 期全人代第 1 回会議での温の政府活動報告では「人民民主を拡大し、 民主制度を健全にし、民主形式を豊富にし、民主ルートを拡げ、法に従って民主的選挙、民主的政 策決定、民主的管理、民主的監督を実行し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督 する権利を保障する。」(扩大人民民主,健全民主制度,丰富民主形式,拓宽民主渠道,依法实行民 主选举、民主决策、民主管理、民主监督,保障人民的知情权、参与权、表达权、监督权。)と語っ た。

その後、2009 年、2010 年の政府活動報告いずれでも「四権」に言及した。2009 年 3 月 5 日の第 11 期全人代第 2 回会議では「政府の重大な政策決定の形成と執行はいずれも調査研究を強化し、民情を探り、民意を聴き、民智を集めることを実行し、客観的法則を尊重し、政策決定の予見性、科学性と有効性を向上させなければならない。政務公開を推進し、透明度を増し、人民大衆の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障し、人民大衆に政府が何を考えているのか、何をするのかを知らせ、人民大衆の十分な理解、広範な支持と積極的参与を勝ち取らなければならない。」(政府重大决策的形成和执行都要加强调査研究,做到察民情、听民意、聚民智,尊重客观规律,提高决策的预见性、科学性和有效性。要推进政务公开,增加透明度,保障人民群众的知情权、参与权、表达权、监督权,让人民群众知道政府在想什么、做什么,赢得人民群众的充分理解、广泛支持和积极参与。)と強調した。

また、2010年3月5日の第11期全人代第2回会議では「社会主義の民主を発展させ、人民が一家の主になる民主的権利、特に選挙権、知る権利、参与する権利、表現する権利および監督する権利を着実に保障しなければならない。」(要发展社会主义民主、切实保障人民当家作主的民主权利、特別是选举权、知情权、参与权、表达权和监督权。)と指摘した。

2011年には言及が無かったが、2012年3月5日の第11期全人代第5回会議では「政府改革を加

速推進し、社会主義の民主を拡大し、法に従って民主的選挙、民主的政策決定、民主的管理、民主的監督を実行し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障する。」(加速推进政府改革,扩大社会主义民主,依法实行民主选举、民主决策、民主管理、民主监督,保障人民的知情权、参与权、表达权、监督权。)という文言を含む政府活動報告を行った。しかし、温家宝は2013年3月5日の第12期全人代第1回会議で行った首相として最後の政府活動報告ではこの「四権」に触れることはなかったが、「四権」提起後の、政府活動報告は政府を代表する温家宝首相と党を代表する胡錦濤総書記が呼応唱和していたことを示している。

そして、胡錦濤時代の終わりを告げる中国共産党第18回代表大会(2012年11月8日—14日)が開催され、胡錦濤は第17期中央委員会を代表して「断固変わることなく中国の特色ある社会主義の道に沿って前進し、ややゆとりのある社会を築き上げるために奮闘しよう」(坚定不移沿着中国特色社会主义道路前进为全面建成小康社会而奋斗)と題する報告を行った。この報告は次期執政を担う習近平へのメッセージだともいえ、冒頭にも引用したように「四権」について「権力行使の制約と監督体系を健全にする。制度によって権力を管理、事柄を管理、人を管理することを堅持し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障することは権力が正しく行使されるうえでの重要な保証である。」と指摘したのである。

# 1.6 白書『中国人権事業の進展』に見る「四権」

中国の人権に関係する白書の発表は1991年11月に『中国の人権情況』(中国的人权状况)が出されたことに始まる。1995年12月に『中国人権事業の進展』(中国人权事业的进展)となり、1997年3月には『1996年中国人権事業の進展』(1996年中国人权事业的进展)のような「年度」形式を採る名称に変え、不定期にこれまで発行されてきた。

その白書の中で、2005 年 4 月に発刊された『2004 年中国人権事業の進展』が初めて「四権」の中の「知る権利」、「監督する権利」、「参与する権利」について、特に「報道発表制度」(新闻发布制度)を例示し、具体的数字を用いて「強化」されたことを次のよう記述している。

「公民の情報、言論、出版の自由は法律に従って保障されている。目下、国務院新聞弁公室、国務院各部門と省級政府の三つのレベルの報道発表制度がすでに基本的に確立され、62の国務院の部門が報道発表制度を確立、75人のスポークスマンを配置し、全国では23の省(自治区、直轄市)が報道発表制度を確立、20の省級政府スポークスマンが配置されている。2004年、国務院44の部門が約270回の報道発表会を開催、28の省(自治区、直轄市)が460余りの報道発表会を開き、政府の活動の透明度と政務情報公開を大いに増強し、公民の知る権利、監督する権利および公共実務に参与する権利の保障が強化された。2004年、国家は一連の法規規程を制定し、国家の新聞出版制度をより一層完備し、公民がよりよく出版の自由の権利を行使することを保障している。」(公民的信息、言论、出版自由依法得到保障。目前、国务院新闻办公室、国务院各部门和省级政府三个层次的新闻发布体制已基本建立、62个国务院部门建立了新闻发布制度和设立了75位发言人、全国有23个省(自治区、直辖市)建立了新闻发布制度,有20个已设立了省级政府发言人。2004年、国务院44个部门举办了约270场新闻发布会、28个省(自治区、直辖市)召开了460多场新闻发布会,极大地增强了政府工作的透明度和政务信息的公开、公民的知情权、监督权和参与公共事务

的权利保障得到了加强。2004年,国家制定了一系列法规规章,进一步完善国家的新闻出版制度,保障公民更好地行使出版自由的权利。)。

次の2010年9月に出された『2009年中国人権事業の進展』は「政府は積極的に政務公開を推進し、報道スポークスマン制度と関係情報公開制度を健全にし、法に従って公民がより多くの知る権利、監督する権利および公共実務に参与する権利を享受することを促進している。」(中国政府积极推进政务公开、健全新闻发言人制度和相关信息公开制度,依法促进公民享有更多的知情权、监督权和参与公共事务的权利。)と記述している。

そして、胡錦濤時代最後の 2013 年 5 月に公刊された『2012 年中国人権事業の進展』では「公民の知る権利と表現する権利を着実に保障している。改革の深化および情報技術の猛烈な発展に伴って、中国公衆の事情を知る範囲は日ごとに拡大し、表現する空間は絶えず切り拓かれている。国家は『政府情報公開条例』を制定し、政務公開制度体系が基本的に形成された。」(切实保障公民的知情权和表达权。随着改革的深化以及信息技术的迅猛发展,中国公众的知情范围日益扩大,表达空间不断拓展。国家制定了《政府信息公开条例》,政务公开制度体系基本形成。)と指摘するとともに、「インターネットはすでに公民が知る権利、参与する権利、表現する権利および監督する権利を実現する重要なルートになっており、政府が社会情勢民意を理解する重要なパイプになっている。ネット情報の安全を保護し、公民、法人およびその他の組織の合法的権益を保障するため、2012年12月に全国人民代表大会常務委員会は『ネット情報保護を強化することに関する決定』を採択している。」(互联网已成为公民实现知情权、参与权、表达权和监督权的重要渠道,成为政府了解社情民意的重要途径。为了保护网络信息安全,保障公民、法人和其他组织的合法权益,2012年12月全国人大常委会通过《关于加强网络信息保护的决定》。)としている。ここで初めて「表現する権利」が加わり、「四権」すべてが挙げられ、「インターネット」がその「四権」を「実現」する「重要なルート」となっている指摘している。

## 1.7 『国家人権行動計画 (2009-2010)』に見る「四権」

胡錦濤時代で特筆されるのは「国家人権行動計画」の策定である。この「計画」は複数年の実践到達目標を明記するとともに、その実施状況を「評価」(评估)するものであり、「四権」はそれぞれ独立する形で説明されている。その説明は中国当局の「四権」観を如実に示している。ここでは国務院新聞弁公室が2009年4月に初めて発表した『国家人権行動計画(2009-2010)』(国家人权行动计划(2009 — 2010年))の「四権」の部分を下記に訳出する。

#### (五) 知る権利

積極的に政務公開を推進し、関係法律法規を完備し、着実に公民の知る権利を保障する。

- 一 全面的に「政府情報公開条例」を貫き実施し、政府および関係部門の情報公開活動に対し、全面的な定期考課を行い、公共実務管理の職能を備えた組織の政務情報公開状況を検査督促し、法に従って当該条例に違反した主管人員と直接責任を持つ人員の責任を追究する。地方の政務公開法規を完備する。
- 一 徐々に相対的に整った政務公開制度体系を形成する。郷鎮機関は国家の農村工作に関係した政

策を貫き、根付かせたこと、および財政、財務収支、各種特定項目資金情況などを重点的に公開する。県、市政府は当該地区の発展計画、重大プロジェクト審査認可と実施、政府買い付け、土地収用移転などの事項を重点的に公開する。省級政府は当該地区の経済建設と社会発展の関係政策と全体計画、財政予算決算報告、産権交易などの情況を重点的に公開する。電子政務建設を深く掘り下げて推進し、すべての県級以上の政府と政府部門が政府のウェブサイトを立ち上げ、圧倒的多数の政府機関と公共企業事業単位がホットラインを開設することを徐々に実現する。

- 一 政府報道発表制度と報道スポークスマン制度を完備し、報道スポークスマンと報道発表活動人員に対する訓練を拡大し、積極的にさまざまな形式の報道発表を行い、発表会の質を向上させ、適時に、正確に、権威を以て政府情報を発表し、政府の活動の透明度を増強し、政府の情報サービスの水準を向上させる。
- 一 自然災害、突発事件および安全生産責任事故の情報を法に従い、適時に、正確に発表する。重 大、特別、大規模な安全生産責任事故の調査、処理結果を社会に適時に発表する。
- 一 村務公開を深く掘り下げて推進する。村務公開目録の編制活動を強化し、県級単位の村務公開 目録を制定することを基本的に実現し、村務公開の規範化を推進する。

### (六) 参与する権利

各レベル、各領域から公民の秩序ある政治参与を拡大し、公民の参与する権利を保障する。

- 一 人民代表大会制度を完備し、選挙法を改正し、選挙制度を完備させ、徐々に都市と農村の同じ 人口比率で人代代表を選挙することを実行し、適切に各級人民代表大会の中での少数民族、帰国華 僑、婦女、基層労働者、農民および農民工代表の比率を向上させ、人民代表と選挙民の連携を密に する。着実に人民代表が法に従って職権を行使することを保障する。
- 一 より一層政治協商を政策決定プロセスに組み入れ、各民主党派と無党派人士の政治参与、議論の実効性を向上させる。民主党派と無党派人士が政府部門の実職、特に正式な職としての幹部に就く比率を適宜向上させる。各民主党派と無党派委員の政治協商会議の各種会議において発表する意見を尊重し、彼らが視察、調査参与および検査活動を行い、提案を提出し、社会情勢民意を反映する権利を保障する。
- 一 基層大衆自治制度を健全にし、基層大衆自治範囲を拡大し、民主管理制度を完備する。村民委員会組織法修正を推進し、農村村民自治と民主管理水準を向上させる。大都市の居民委員会の直接選挙のカバー面をより一層拡大し、2010年までに50%に達することを目指す。職員労働者代表大会を基本形式とする企業事業単位の民主管理制度を完備し、職員労働者が管理に参与することを支持し、職員労働者の合法的権益を守る。都市の社区の社会組織が社区の管理とサービスに参与する方式と方途を探り、都市の社区の民主聴聞会、協調会などの社会参与形式を健全にする。流動人口が経常的に居住している地区の社区居民自治に参与する効果的方途を探る。
- 一 政策決定の民主化、科学化を推進し、政策決定過程における公衆の参与度を増強する。大衆の利益と密接に関係する法律法規と公共政策を制定する時は原則的に公開で意見を聴取しなければならない。重要な法律法規の立法聴聞会、重大政策措置制定には公開で意見を聴取すること、重大な政策決定には専門家の諮問あるいは第三者の論証を受け入れる制度化建設を推進する。
- 工会、婦職、青聯などの人民団体が法律と各規約に合わせて活動を行い、積極的にルートを切

り開くことを保障し、各人民団体が社会管理と公共サービスに参与することを支持し、大衆の合法 的権益を守る。関係法律法規と公共政策を制定する時は真剣に各人民団体の意見を聴取する。

一 社会組織の建設と管理を強化し、社会にサービスする機能を増強する。「社会団体登記管理条例」、「民営非企業単位登記管理暫定条例」および「基金会管理条例」を修正し、社会組織が法律と各規約に合わせて活動を行うことを保障する。社会組織が社会管理と公共サービスに参与し、教育、科学技術、文化、衛生、体育、社会福祉などの領域で民営非企業単位を立ち上げることを鼓舞し、業種協会、学会、商界などの社会団体の社会的機能を発揮させる。各種基金会を発展、規範化し、公益事業の発展を促進する。

### (七) 表現する権利

有力な措置を講じて、報道、出版事業を発展させ、各種ルートを通じさせ、公民の表現する権利 を保障する。

- 一 報道機関と新聞記者の合法的権利の制度保障を強化し、報道機関、取材編集人員および報道当事者の合法的権益を守り、法に従って新聞記者の取材権、批判権、評論権、発表権を守る。引き続きテレビ局、ラジオ放送局、インターネットおよびマスコミ業界の改革と発展を推進し、2010年までに日刊紙の所有量を千人当たり90部に到達するよう目指し、新聞紙の普及率を一戸当たり0.3部までにする。
- インターネットを整備する法律、法規および規程を完備し、インターネットの秩序ある発展と 運用を促進し、公民がインターネットを使用する権益を法に従って保障する。
- 一 報道出版、放送映画分野の法規を完備する。「出版管理条例」の修正を起動し、各級人民政府の合法的出版物を保護する責任を明確に規定する。「民間文学芸術作品著作権保護条例」を研究起草する。ラジオテレビの伝送保障と映画に関する法律制度の完備を推進する。
- 一 社会組織の群衆の参与を拡大し、群衆の訴求を反映する面での積極的役割を発揮させ、社会自治機能を増強する。各級政協の中で、社会組織の代表の比率を増やすべきであり、各級政府が重大な法律法規と公共政策を制定する時、社会組織の意見と提案を聴取すべきであり、業種協会、商会は業種、企業の意見と提案を収集しなければならない。学会、研究会は社会大衆の声を研究しなければならず、基金会、公益性のある組織は弱者集団の利益訴求と需求を反映しなければならず、都市農村社区の社会組織は社会情勢民意を理解し、社会公衆が合理的に意見を表現し、公共実務に秩序ある参与をするよう導かなければならない。
- 一 投書上訴のルートをより一層広く切り拓き、滞りなく通させるようにする。緑の郵政、専用電話、ネット投書上訴、投書上訴代理などの様々なルートを開通させることを通じて、人民大衆をして書簡、FAX、電子メールなどの書面形式によって訴求を表現させる。全国投書上訴情報システムを建設し、国家訴え受理弁公室を設置し、人民の提案徴集制度を確立、健全にし、人民大衆が訴求を表現し、問題を反映させ、意見提案を提出するのに便宜を提供する。党政指導幹部が大衆の書簡を読み指示を与え、定期的に大衆の来訪を受ける制度を堅持し、党政指導幹部と党代表大会代表、人代代表、政協委員の連係投書上訴大衆制度を完備し、着実に人民大衆の合法的権益を守る。

## (八) 監督する権利

法律法規を健全にし、科学的で効果的な形式を探り、規制と監督メカニズムを完備し、人民の民 主的監督する権利を保障する。

- 一 各級人民代表大会常務委員会監督法を貫き、根付かせ、改革発展安定の全局面に関係し、社会の調和に影響し、人民大衆の反応が強い突出した問題を監督の重点にし、人代の行政機関、裁判機関、検察機関に対する監督を強化する。2009-2010、全国人民代表大会常務委員会は国務院の農村社会保障体系建設、就業と再就業促進などの分野の報告、最高人民法院の民事執行活動強化状況に関する報告、最高人民検察院の汚職権利侵犯検査活動強化情況に関する報告などの特定項目の活動報告を聴取、審議する。引き続き国民経済と社会発展計画および予算決算に対する審査監督を強化する。真剣に工会法、牧畜法、食品安全法などの法律の実施状況に対する検査活動を組織、展開し、労働契約法、義務教育法、未成年者保護法などの法律執行検査報告が提案した追跡監督をしっかり行う。規範的文献の合憲合法性に対する審査監督をより一層強化する。
- 一 人民政治協商の民主監督メカニズムを完備する。事情を知る、コミュニケーション、フィードバックという連環上に制度を確立健全にし、民主的監督のルートを滞りなく通じさせ、民主的監督の質と成果を向上させる。民主的監督の分野における政協の提案、提議案の役割を着実に発揮させる上で、関係政府部門は政協の提案、提議案を真剣に処理し、適時に正式な回答をしなければならない。
- 一 人民大衆の国家行政機関、裁判機関、検察機関などに対する監督を強化する。法律執行監察、 廉政監察および機能監察に力をさらに入れ、特約監察員制度をより一層完備させ、国家行政機関お よびその活動人員に対する監督を強化する。特約監督員制度を探索、試行し、その他の監督形式と 呼応させ、法院活動および裁判人員の裁判の作風、活動の作風、職業道徳および廉潔自律などの分 野に対する監督を行う。特約検査員制度を探索、試行し、人民監督員制度を改革、完備させ、その 他の監督形式と呼応させ、検察機関に対し監督を行う。
- 一 公民の国家機関と国家活動人員に対し批判、提議、申し立て、告訴、摘発する権利を保障し、 人民団体、社会組織およびニュースメディアの国家機関と国家活動人員に対する監督の役割を発揮 させる。
- 一 腐敗を予防、撲滅する各法規制度を厳格に根付かせ、指導幹部の廉潔自律の各規定の貫徹、実行に真剣に力を入れ、着実に主要指導幹部に対する監督を強化し、権力が正しく行使されることを確保する。行政監察職能の役割を十分発揮させ、人民大衆の根本的利益を損なうよこしまな風紀を断固正し、大衆の反応が強烈な突出した問題を解決する。

#### (中国語原文)

#### (五) 知情权

积极推行政务公开, 完善相关法律法规, 切实保障公民的知情权。

——全面贯彻实施《政府信息公开条例》,对政府及相关部门的信息公开工作进行全面定期考核, 检查督促具有公共事务管理职能的组织公开政务信息的情况,依法追究违反该条例的主管人员和直接 责任人员的责任。完善地方性政务公开法规。

- ——逐步形成相对完整的政务公开制度体系。乡镇机构重点公开贯彻落实国家有关农村工作政策,以及财政、财务收支、各类专项资金等情况。县、市政府重点公开本地区发展规划、重大项目审批和实施、政府采购、征地拆迁等事项。省级政府重点公开本地区经济建设和社会发展的相关政策和总体规划、财政预决算报告、产权交易等情况。深入推进电子政务建设,逐步实现所有县级以上政府和政府部门建立政府网站、绝大多数政府机关和公共企事业单位开通热线电话。
- ——完善政府新闻发布制度和新闻发言人制度,加大对新闻发言人和新闻发布工作人员的培训,积极开展多种形式的新闻发布,提高发布会质量,及时、准确、权威地发布政府信息,增强政府工作的透明度,提高政府的信息服务水平。
- ——依法、及时、准确发布自然灾害、突发事件和安全生产责任事故信息。及时向社会公布重特 大安全生产责任事故的调查、处理结果。
- ——深入推进村务公开。加强村务公开目录的编制工作,基本实现县级单位制定村务公开目录,推进村务公开规范化。

# (六)参与权

从各个层次、各个领域扩大公民有序政治参与, 保障公民的参与权。

- ——完善人民代表大会制度,修改选举法,完善选举制度,逐步实行城乡按相同人口比例选举人 大代表,适度提高各级人民代表大会中少数民族、归国华侨、妇女、基层工人、农民与农民工代表的 比例,密切人大代表同选民的联系。切实保障人大代表依法行使职权。
- ——进一步把政治协商纳入决策程序,提高各民主党派和无党派人士参政议政实效。适当提高民主党派和无党派人士担任政府部门实职、尤其是担任正职干部的比例。尊重各民主党派和无党派委员在政协的各种会议上发表的意见,保障他们开展视察、参与调查和检查活动、提出提案、反映社情民意的权利。
- ——健全基层群众自治制度,扩大基层群众自治范围,完善民主管理制度。推动修订村民委员会组织法,提高农村村民自治和民主管理水平;进一步扩大城市居民委员会直接选举的覆盖面,到2010年争取达到50%;完善以职工代表大会为基本形式的企事业单位民主管理制度,支持职工参与管理,维护职工合法权益;探索城市社区社会组织参与社区管理和服务的方式和途径,健全城市社区民主听证会、协调会等社会参与形式;探索流动人口参与经常居住地社区居民自治的有效途径。
- ——推进决策民主化、科学化,增强决策过程中公众的参与度。在制定与群众利益密切相关的法律法规和公共政策时,原则上要公开听取意见。推进重要法律法规的立法听证会、重大政策措施制定公开听取意见、重大决策接受专家咨询或第三方论证的制度化建设。
- ——保障工会、妇联、青联等人民团体依照法律和各自章程开展工作,积极拓宽渠道,支持各人 民团体参与社会管理和公共服务,维护群众合法权益。在制定相关法律法规和公共政策时,认真听取 各人民团体的意见。
- ——加强社会组织建设与管理,增强服务社会功能。修订《社会团体登记管理条例》、《民办非企业单位登记管理暂行条例》和《基金会管理条例》,保障社会组织依照法律和各自章程开展活动。鼓励社会组织参与社会管理和公共服务,在教育、科技、文化、卫生、体育、社会福利等领域兴办民办非企业单位,发挥行业协会、学会、商会等社会团体的社会功能。发展和规范各类基金会,促进公益事业发展。

# (七) 表达权

采取有力措施,发展新闻、出版事业,畅通各种渠道,保障公民的表达权利。

- ——加强对新闻机构和新闻记者合法权利的制度保障,维护新闻机构、采编人员和新闻当事人的合法权益,依法保障新闻记者的采访权、批评权、评论权、发表权。继续推动电视台、广播电台、互联网以及报业的改革与发展,到 2010 年,千人日报拥有量力争达到 90 份,报纸普及率达到每户 0.3 份。
- ——完善治理互联网的法律、法规和规章,促进互联网有序发展和运用,依法保障公民使用互联 网的权益。
- 一完善新闻出版、广播影视方面的法规。启动《出版管理条例》的修改,明确规定各级人民政府保护合法出版物的责任。研究起草《民间文学艺术作品著作权保护条例》。推进完善有关广播电视传输保障和电影的法律制度。
- ——发挥社会组织在扩大群众参与、反映群众诉求方面的积极作用,增强社会自治功能。在各级政协中,应当增加社会组织代表比例,各级政府在制定重大法律法规和公共政策时,应当听取社会组织的意见和建议,行业协会、商会要收集行业、企业的意见和建议。学会、研究会要研究社会大众的呼声,基金会、公益性组织要反映弱势群体利益诉求和需求,城乡社区社会组织要了解社情民意,引导社会公众合理表达意见,有序参与公共事务。
- ——进一步拓宽和畅通信访渠道。通过开通绿色邮政、专线电话、网上信访、信访代理等多种渠道,使人民群众以书信、传真、电子邮件等书面形式表达诉求;建设全国信访信息系统,设立国家投诉受理办公室,建立健全人民建议征集制度,为人民群众表达诉求、反映问题、提出意见建议提供便利;坚持党政领导干部阅批群众来信、定期接待群众来访制度,完善党政领导干部和党代会代表、人大代表、政协委员联系信访群众制度,切实维护人民群众的合法权益。

#### (八) 监督权

健全法律法规、探索科学有效的形式、完善制约和监督机制、保障人民的民主监督权利。

- 一贯彻落实各级人民代表大会常务委员会监督法,把关系改革发展稳定全局、影响社会和谐、人民群众反映强烈的突出问题作为监督重点,加强人大对行政机关、审判机关、检察机关的监督。2009—2010年,全国人大常委会将听取和审议国务院关于农村社会保障体系建设、促进就业和再就业等方面的报告,最高人民法院关于加强民事执行工作情况的报告,最高人民检察院关于加强渎职侵权检查工作情况的报告等专项工作报告;继续加强对国民经济和社会发展计划以及预决算的审查监督;认真组织开展对工会法、畜牧法、食品安全法等法律实施情况的检查工作,做好劳动合同法、义务教育法、未成年人保护法等执法检查报告所提建议的跟踪监督;进一步加强对规范性文件合宪合法性的审查监督。
- ——完善人民政协的民主监督机制。在知情、沟通、反馈环节上建立健全制度,畅通民主监督的 渠道,提高民主监督的质量和成效。切实发挥政协提案、建议案在民主监督方面的作用,有关政府部 门要认真办理政协提案和建议案,及时给予正式答复。
- ——加强人民群众对国家行政机关、审判机关、检察机关等的监督。加大执法监察、廉政监察和效能监察力度,进一步完善特约监察员制度,加强对国家行政机关及其工作人员的监督;探索、试行特约监督员制度,配合其他监督形式,开展对法院工作及审判人员的审判作风、工作作风、职业道德和廉洁自律等方面的监督;探索、试行特约检查员制度,改革和完善人民监督员制度,配合其他监督

形式,对检察机关进行监督。

- ——保障公民对国家机关和国家工作人员提出批评、建议、申诉、控告、检举的权利,发挥人民 团体、社会组织和新闻媒体对国家机关和国家工作人员的监督作用。
- ——严格落实预防和惩治腐败的各项法规制度,认真抓好领导干部廉洁自律各项规定的贯彻落实,切实加强对主要领导干部的监督,确保权力正确行使。充分发挥行政监察职能作用,坚决纠正损害人民群众根本利益的不正之风,解决群众反映强烈的突出问题。

上掲した『人権行動計画 2009-2010』の記述を見れば、中国当局が「四権」をどのように位置付けているのかが分かるであろう。

その中から、メディアに関係する部分を抜き出すと、「(七) 表現する権利」に下記がある。

「有力な措置を講じて、報道、出版事業を発展させ、各種ルートを通じさせ、公民の表現する権利を保障する。

- 一 報道機関と新聞記者の合法的権利の制度保障を強化し、報道機関、取材編集人員および報道当事者の合法的権益を守り、法に従って新聞記者の取材権、批判権、評論権、発表権を守る。引き続きテレビ局、ラジオ放送局、インターネットおよびマスコミ業界の改革と発展を推進し、2010年までに日刊紙の所有量を千人当たり90部に到達するよう目指し、新聞紙の普及率を一戸当たり0.3部までにする。
- インターネットを整備する法律、法規および規程を完備し、インターネットの秩序ある発展と 運用を促進し、公民がインターネットを使用する権益を法に従って保障する。
- 一 報道出版、放送映画分野の法規を完備する。「出版管理条例」の修正を起動し、各級人民政府の合法的出版物を保護する責任を明確に規定する。「民間文学芸術作品著作権保護条例」を研究起草する。ラジオテレビの伝送保障と映画に関する法律制度の完備を推進する。」。

また、「(八) 監督する権利」には「一 公民の国家機関と国家活動人員に対し批判、提議、申し立て、告訴、摘発する権利を保障し、人民団体、社会組織及びニュースメディアの国家機関と国家活動人員に対する監督の役割を発揮させる。」がある。

#### 1.8 『国家人権行動計画(2009-2010)評価報告』の「四権」メディア関連部分

この「計画」について 2011 年 7 月 14 日に発表された『国家人権行動計画 (2009-2010) 評価報告』(国家人权行动计划 (2009 — 2010 年) 评估报告) はその実行状況を報告している。

その中のメディア関連部分についての「評価」は、「(五) 知る権利」において「計画」には無かったが、2010年6月に国務院が「自然災害救助条例」(自然灾害救助条例)を採択したことを受けて、同条例が「新聞雑誌、ラジオ、テレビ、インターネットを通じて、主体的に社会に受け取った自然災害救助金品と寄付された金品の来源、数量およびその使用状況を公開する。」(通过报刊、广播、电视、互联网,主动向社会公开所接受的自然灾害救助款物和捐赠款物的来源、数量及其使用情况。)と規定されたとしている。

次に、「(七)表現する権利」においては「公民の言論の自由は充分な保障を受けた。近年、インターネットは公民が表現する権利を行使する新たなルートになっている。2010年末までに、中国

のネット利用者は 4.57 億に達し、インターネット普及率は 34.3% に達し、世界の平均水準を上回った。中国域内に現在 552 万のウェブサイトがあり、BBS は 100 万を超え、ブログユーザーは 2.95 億になっている。サンプリングによる統計によれば、ネット利用者が毎日発表する言論は 300 余万本に達し、66% を超える中国のネット利用者が経常的にネット上で言論を発表しており、充分に思想観点と利益訴求を表現している。中国の指導者は経常的にネットを通じて公衆の願いを理解し、ネット利用者とオンラインで交流している。インターネットを通じて意見を徴集することがすでに各級政府の普遍的なやり方になっており、毎年インターネットを通じて微集した提案は数百万件の多さになっている。」(公民的言论自由得到充分保障。近年来,互联网成为公民行使表达权利的新渠道。截至 2010 年底,中国网民人数达到 4.57 亿,互联网普及率达到 34.3%,超过世界平均水平;中国境内现有网站 552 万个、论坛上百万个,博客用户 2.95 亿个。据抽样统计,网民每天发表的言论达 300 多万条,超过 66%的中国网民经常在网上发表言论,充分表达思想观点和利益诉求。中国领导人经常上网了解公众意愿,与网民进行在线交流。通过互联网征求意见已成为各级政府的普遍做法,每年通过互联网征求到的建议多达几百万条。)と指摘している。すなわち、新しいメディアであるインターネットによって「公民の言論の自由は充分な保障を受けた。」という実績を示しているのである。

また、これと同時に、「報道と出版事業はより一層発展した。この2年間、国務院は『出版管理条例』と『AV製品管理条例』の修正業務を完了した。新聞出版総署は『新聞記者証管理弁法』と『新聞雑誌記者センター管理弁法』を公布し、法に従ってニュースメディアと記者の合法的権益を保障した。この2年間、全国の出版図書、定期刊行物、新聞紙の総印刷枚数は2701.14億枚となり、出版図書は33万種、新聞紙は2056種となった。」(新闻和出版事业进一步发展。两年来,国务院完成了《出版管理条例》和《音像制品管理条例》的修订工作;新闻出版总署发布了《新闻记者证管理办法》和《报刊记者站管理办法》,依法保障新闻媒体和记者的合法权益。两年来,全国出版图书、期刊、报纸总印张数为2701.14亿印张,出版图书33万种,报纸2056种。)としている。

なお、「(八) の監督する権利」については、「計画」にあった「ニュースメディアの国家機関と 国家活動人員に対する監督の役割を発揮させる。」についての言及はなかった。

#### 1.9 『国家人権行動計画 2012-2015』・『実施評価報告』の「四権」メディア関連部分

次に、2012年6月に公表された『国家人権行動計画 2012-2015』ではメディアに関連する部分は「(七)表現する権利」に「報道機関と報道業務従事者の合法的権益の制度保障を強化する。法に従って報道業務従事者の知る権利、取材する権利、発表する権利、批判する権利、監督する権利を保障し、報道機関、取材編集者および報道当事者の合法的権益を守る。」(加强对新闻机构和新闻从业人员合法权益的制度保障。依法保障新闻从业人员的知情权、采访权、发表权、批评权、监督权,维护新闻机构、采编人员和新闻当事人的合法权益。)と明記され、「表現する権利」の中に「知る権利、取材する権利、発表する権利、批判する権利、監督する権利」があることが示されている。

また、「(八) 監督する権利」の中には「ニュースメディアが輿論の監督の役割を発揮するよう励ます。国家機関およびその国家活動人員に対し批判、提議、申し立て、告訴、摘発するルートを滞りなく通じさせる。(鼓励新闻媒体发挥舆论监督作用。畅通公民对国家机关及其工作人员提出批评、

建议、申诉、控告、检举的渠道。)と指摘している。

これに対して、習近平時代に入ってからの2016年6月14日に発表された『国家人権行動計画(2012-2015) 実施評価報告』(国家人权行动计划(2012 - 2015年) 实施评估报告)は「(七)表現する権利」で「インターネット情報プラットホームは公民の表現するルートを豊富にした。2015年末までに、中国のネット利用者の規模は6.88億に達し、インターネット普及率は50.3%になった。ネット利用者はネットニュース評論、BBS、ブログ、ウェイポー、ウィーチャットなどのインターネットプラットホームを通じて言論を発表し各級政府の活動に批判と提案を提起し、公務員の行為に対して監督を行っている。」(互联网信息平台丰富公民表达渠道。截至2015年年底,中国网民规模达到6.88亿,互联网普及率为50.3%。网民通过网络新闻评论、论坛、博客、微博、微信等互联网平台发表言论,对各级政府的工作提出批评和建议,对公务人员的行为进行监督。)とすると同時に、「国家新聞出版ラジオテレビ総局は『新聞記者証管理弁法』、『新聞雑誌記者ステーション管理弁法』を貫き、実行に移し、報道媒体およびその支社、新聞記者の合法的取材権、興論監督権を保障している。」(国家新闻出版广电总局贯彻落实《新闻记者证管理办法》、《报刊记者站管理办法》,保障新闻媒体及分支机构、新闻记者的合法的采访权、舆论监督权。)と報告している。

### 1.10 『新聞記者養成教材 2013』に見る「四権 |

中国では5年ごとに「新聞記者証」の更新が行われる。そのための教材として2013年9月に人民出版社から上下二冊の『新聞記者養成教材2013』(新闻记者培训教材2013)が出版された。柳斌傑が主編となり、副主編に蒋建国が当たった同「教材」は中華人民共和国建国以来初めて編集された「新聞記者」の備えるべき知識を網羅したものである。この「教材」が「四権」についても説明していることはメディアに対しても「四権」について自ら語ってきた胡錦濤の中国の記者への最後の「メッセージ」が込められているといえよう。

同「教材」は p.78, 206, 208, 216, 242 などで「四権」に触れている。例えば p.206 では「わが国の憲法は『中華人民共和国のすべての権力は人民に属する。』、『中華人民共和国公民は言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する。』、『中華人民共和国公民は如何なる国家機関と国家公務員に対しても、批判と提案を提起する権利を有する。』と規定している。ニュースメディアの取材と報道活動が公民の言論、出版の自由を実現する重要なルートであり、公民の国家機関と国家公務員に対する批判権、提案権を実現する重要な方式であるため、公民の言論、出版の自由の権利を保障し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障するには、ニュースメディアの合法的取材と報道の権利を保障しなければならない。」(我国宪法规定"中华人民共和国的一切权力属于人民","中华人民共和国公民有言论、出版、集会、结社、游行、示威的自由","中华人民共和国公民对于任何国家机关和国家工作人员,有提出批评和建议的权利"。由于新闻媒体的采访和报道活动是实现公民言论、出版自由的重要渠道,是实现公民对国家机关和国家工作人员批评权、建议权的重要方式,因此要保障公民的言论 出版自由权利,保障人民的知情权、参与权、表达权、监督权,必须保障新闻媒体合法的采访和报道权利。)と明記している。すなわち、「四権」がよって立つ憲法の条文が「中華人民共和国のすべての権力は人民に属する。」、「中華人民共和国公民は如何なる国民は言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する。」、「中華人民共和国公民は如何なる国

家機関と国家公務員に対しても、批判と提案を提起する権利を有する。」にあることを示すとともに、「人民」の「四権」を「保障」するには「ニュースメディアの合法的取材と報道の権利を保障しなければならない。」としているのである。

また、p.216では「・・・われわれはより規範的、廉潔に権力を運用しなければならず、人民大 衆の知る権利、参与する権利、表現する権利および監督する権利に充分な保障を得させなければな らず、権力運行のすべての節目を光が差し透明にしなければならず、人民大衆の目によるあらさが しに耐えなければならず、広範な認知と支持を得なければならない。・・・」(・・・我们必须更加 规范和廉洁的运用权力,让人民群众的知情权、参与权、表达权和监督权得到充分保障,权力运行的 每一个环节,都必须阳光透明,经得起人民群众眼光的挑剔,必须得到广泛的认可与支持;・・・) と指摘した上で、「人民の『四権』を真に保障するには、制度による支えと保障が無くてはならず、 法に従って国を治める基本方略を全面的に貫徹し、憲法と法律の権威を尊重、擁護し、厳格に法に 従って行政を行い、断固として法はあるがそれに従わない、法執行が厳格でない、粗暴に法を執行 する、汚職職務怠慢および法執行で腐敗するなどの行為を正さなければならない。より完備した、 健全な法律制度の保障、より効果的、力のある法律制度の執行力こそが権力顕彰のキーポイントな のである。」(要真正保障人民的"四权",必须有制度的支撑与保障,必须全面贯彻依法治国基本方 略、尊重和维护宪法和法律的权威,严格依法行政,坚决纠正有法不依、执法不严、粗暴执法、渎职 失职和执法腐败等行为。更完备与健全的法律制度保障,更有效与有力的法律制度执行力,才是权力 彰显之关键。)として、「四権」の「保障」には「法」に基づく「制度による支えと保障」が必要で あることを強調している。

#### 1.11 メディア研究者と「四権 |

童兵(復旦大学新聞学院教授)は胡錦濤の17全大会報告を受けて「『四権』の保障とニュースメ ディアの社会的責任—17全大会報告学習ノート」(保障"四权"和新闻媒体的社会责任—十七大报 告学习笔记)と題する論文(2008.10.29人民网 新闻记者)を発表した。その中で、童は「なぜ スターリンの誤りが西側諸国で起きることがないのか?・・・わたしは議会制民主主義、三権分立、 与野(党)のチェックアンドバランス、人民の監督という西側諸国ですでに三四百年実行し効果の あった民主政治の理念と制度にあることに間違いはないと考える。」(为什么斯大林的严重错误在西 方国家不可能发生?毛泽东和邓小平都没有作进一步分析。我想无非是议会民主、三权分立、朝野制 衡、人民监督那一套西方国家已经实行了三四百年行之有效的民主政治理念与制度。)としながら、 それはそのまま中国に引き移すことができないとして、民主政治改革と建設に直面している中、 「わたしはいままさに中国の国情と執政党の特徴に完全に合致した、基本的には西側の政治制度と は異なる民主制度を探しあてなければならないと考えている。こうした歴史上前例のない偉大なプ ロジェクトは主にわれわれ全党の知恵と能力に依拠すべきであると同時に、断固として変わること なく思想を解放し、権利を民に還し、人民に真に一家の主にさせ、充分な権利と相当の空間を持た せ国家の命運と自己の未来のために思考、探索させ、大衆をして党の指導の下で、『自らを自らが 解放』させなければならない。」(我以为正是要找到一套完全适用于中国国情和执政党特点、基本上 不同于西方政制的民主制度。这项史无前例的伟大工程主要应该依靠我们全党的智慧和能力,同时也

要坚定不移地解放思想,还权于民,让人民真正当家作主,有充分的权利和相当的空间来为国家的命运和自己的未来思考和探索,让群众在党的领导下"自己解放自己"。)と呼びかけた。

さらに、童は「簡単に言えば、人権については、この三十年近くでわれわれは大体二つのことを行った。」(简略地说,就人权而言,近30年来我们大致做了两件事。)、その一つが「政府が市場を徐々に人民に還したことである。」(政府把市场逐步还给人民。)とすると同時に、「二つ目は、政府が社会を人民に還し始めたことである。調和のとれた社会建設目標の提示は偉大な動員令であり、人民が社会に回帰し、何憶何万という民衆が中国の現代社会の真の主人公となる身分認証革命の幕が切って落とされたのである。そして、『四権』の回帰と実現は人民が一家の主となる最終的な標識となるであろう。」(第二件事,政府开始把社会还给人民。和谐社会建设目标的提出是个伟大的动员令,人民回归社会,亿万民众作为中国现代社会的真正主人的身份认同革命已经拉开帷幕。而"四权"的回归和实现将是人民当家作主的最终标识。)と指摘し、胡錦濤の「調和のとれた社会建設」と「四権」の提起に、最大限の支持を表明している。

そのうえで、童は「党と政府が市場を民に還し、社会を民に還し、権利を民に還し、自由を民に 還す上で持つところの新しい観念と採るところの新しい措置を目の当たりにし、メディア界も自身 の理念、実践および改革の目標に対し、新しい観察、新しい思考および新しい措置が採られるべき である。|(面对党和政府还市场于民,还社会于民,还权利于民,还自由于民所持的新观念和所采取 的新举措,新闻传播界对自身的理念、实践和改革目标,应有新的观察、新的思考和新的举措。)と 指摘すると同時に「『四権』保障の呼びかけを目の当たりにし、ジャーナリズム教育界は未来の記 者、編集、キャスター、アナウンサーを育成する人材資源生産団体として、同様に新しい認識、新 しい考え方および新しい措置があるべきである。『四権』―知る権利、参与する権利、表現する権 利、監督する権利の理論解読を教学と科学研究の内容の中に組み込むことは、責任を回避できない 新しい任務である。」(面对保障"四权"的召唤, 新闻教育界作为培养未来记者编辑主持人播音员的 人才资源生产团队,同样应该有新的认识、新的思路和新的举措。把"四权"一知情权、参与权、表 达权、监督权的理论解读纳入教学与科研的内容之中,是责无旁贷的新任务。)とも呼びかけている。 以上のように、中国のメディア研究者の中の重鎮の一人である童兵は「市場を民に還し、社会を 民に還し、権利を民に還し、自由を民に還す」(还市场于民,还社会于民,还权利于民,还自由于 民)という言葉を使い、その中に「四権」を位置付け、胡錦濤の17全大会報告に呼応したのであ る。

また、従来から「新聞法」制定の必要性を一貫して主張してきた展江(北京外国语大学国际新闻与传播系教授)は「新聞立法は行わなければならない趨勢にある」(新闻立法势在必行)と題する一文(爱思想(http://www.aisixiang.com)http://www.aisixiang.com/data/51719.html:时代周报 2012-03-30)の中で、「新聞立法は中国改革全体、とりわけ政治改革の一部分であり、もしうまく行うことができれば未来の転型に大きな促進的役割を果たすことができる。」(新闻立法是整个中国改革,特别是政治改革的一部分,如果做得好,能对未来的转型起很大促进作用。)として、「新聞法」の立法化阻害要因について「・・・もちろん他にもより重要な原因がある。それはメディアを管理する権力を握る者がこうした法をつくろうとは考えているわけでもないからである。なぜなら、こうした法ができれば、現在のこの人治の体系が打破されることになるからであり、ここに核心があるとわたしは感じている。」(当然还有一个更重要的原因,是掌握媒体管理权力的人未必想立

这个法。因为有了这个法,现在这套人治的体系就要被打破,我觉得核心在这里。)としてその問題点を指摘している。そのうえで、「公民の知る権利、監督する権利、参与する権利、表現する権利は基本的人権である。」(公民的知情权,监督权,参与权,表达权是基本人权)とし、それは「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(《公民权利和政治权利国际公约》)にも人々の情報授受の「権利」として規定されているとしたうえで、中国の実情について「われわれの中国は客観的に言えば、改革開放以来、特にこの数年、現在のメディア環境はまだ十分よくなっていないという人はいるものの、わたしは、現在のメディアはこれまでに比べて社会生活に入る範囲、報道面および深度、報道、論評できる内容がこれまでよりずっと多くなり、自由度も増している、と感じている。」(我们中国客观地说改革开放以来,特别是最近几年以来,虽然有人说现在媒体的环境还不够好,但我觉得,现在的媒体比过去介入社会生活的范围、报道面和深度,可以报道和评论的内容比过去多得多了,自由度增加很多。)と評価しつつも、「これは決して法律が付与したものではなく、現実生活の中の社会変革の一つの副産物ではあるが、法律制度上こうしたよい変化に対して保障があるわけでもないのである。(这并不是法律赋予的,是现实生活中社会变革的一个副产品,但是在法律制度上对这种良性变化并没有保障。)とその不備を指摘している。

さらに、展は「メディアの自由度は増しているが、それは体制の上では真の変化を起こしていない。」(虽然媒体的自由度在増加,但是它在体制上没有真正变化。)とする中で、「ソ連は崩壊しやすかった、それはソ連最後の年に新聞法を採択したからで、新聞法が採択されるなり、ソ連は崩壊した、という人がいるが、それは反駁に耐えられないことであり、もともとソ連をはじめとする社会主義国家の中では、半分前後の国家に新聞法があり、半分前後の国家には新聞法が無かった。新聞法があっても、新聞法が無くても、彼らは全て崩壊したのであるから、新聞法とどんな関係があったのであろうか?それには別の原因があったのである。」(有人说,苏联容易垮台,苏联最后一年就通过了新闻法,所以新闻法一通过,苏联就垮台了,那这个也经不起一驳,在原来以苏联为首的社会主义国家里面,有一半左右的国家有新闻法,一半左右的没有新闻法,有新闻法也好,没新闻法也好,它们都垮台了,所以跟新闻法有什么关系呢?那是另有原因。)と反駁している。

そして、「非常に強大な力が新聞立法を拒絶しているが、否定できないのは、広義の意味での新聞法制領域の中では、中国は進歩している。」(虽然有非常强大的力量在拒绝新闻立法,但是不可否认,在广义的新闻法制领域里面,中国是有进步的。)と語る展は「政府情報公開条例」(政府信息公开条例)の制定などを肯定するが、「しかし、『突発事件応対法』にしても『政府情報公開条例』にしても、依然として厳格な意味の新聞法ではなく、ただ単に行政的な法律法規にすぎない。」(不过,无论是《突发事件应对法》还是《政府信息公开条例》,依然不是严格意义上的新闻法,而只是行政性法律法规。)と指摘し、「新聞立法は一部の少数の人が関心を寄せる事柄であるべきではなく、社会的権利の一種の反映であるべきであり、それを推進するのにさまざまな困難があり、たいへん容易ではなく、周期も比較的長いものになる。しかし、わたしは、一種の社会変革が進みつつあると感じているので、ここで未来の改革の中で、新聞立法が議事日程に入れられるべきだ、とよびかける。」(新闻立法不应该是少部分人关注的事情,更应该是社会权利的一种反映,尽管要推进它困难重重,很不容易,周期也是比较漫长的。但是我觉得一种社会变革正在进行,我在此呼吁,在未来的改革中,新闻立法应被列入议程。)と「新聞法」の制定を促した。

こうした展江の見解披歴も胡錦濤が17全大会報告で「四権」を取り上げたことによるところが

大である。ここでは、前述の童兵も含めて二人のメディア研究者の声を例として挙げただけではあるが、「四権」実現への期待が垣間見える。

### 1.12 「四権」法制化の動き

2007年11月の「記者節」を迎えるにあたって、国家新聞総署の柳斌傑に対し、昝愛宗は「新聞 法|制定の必要性を語っている。咎は「現在、社会は急激な転型期に入っており、新聞立法は立法 化しなければならない時になったことを物語っている。新聞立法は国家新聞管理部門に対する解放 と保護であるばかりでなく、記者の取材権、輿論監督権などの正当な権益に対する一種の正式な確 立と保護でもある。報道に法が無ければ、国家管理を不透明にさせ、社会治政を不透明にさせ、民 衆の知る権利は疎かにされ、真相と正義は歪曲、密閉されるとともに、悪事が氾濫し、腐敗が止ま ることが無いようにさせるだけである。こうした状況は一度一定程度まで蓄積すると、社会的危機 の集中した発散となり、重大になると数十年にわたる改革の成果を一朝の下に壊すことを導くこと ができ、社会の動揺を触発しやすくなる。」(现在、社会进入急剧转型时期、说明新闻立法到了非立 不可的时候了。新闻立法,既是是对国家新闻管理部门的解放和保护,也是对记者采访权、舆论监督 权等正当权益的一种正式确立和保护。新闻无法,只能使国家管理不透明,社会治理不透明,民众知 情权被忽略,真相和正义被歪曲和遮蔽,还导致恶行泛滥和腐败无度。这些状况,一旦积累到一定程 度,却是社会危机的集中宣泄,严重起来可以导致几十年发展的改革成果毁于一旦,更容易促发社会 动荡。)と指摘し、「それゆえ、わたしは多年にわたり報道活動と政治評論に従事してきた作者とし て、立ち上がり、報道主管部門を含む全社会に、全社会が記者の権益を保護し、報道の自由を守る よう強く要求する。目下、新聞立法を加速することこそが当面の最も差し迫ったものである。記者 節が到来するにあたり、わたしは新聞出版総署に新聞法の起草を加速させるよう呼びかけ、全人代 常務委員会にできるだけ早く新聞立法を立法計画に組み込み、早期に憲法が確定した 13 億中国公 民の言論の自由権、出版の自由権と少なくとも50万人以上の報道従業人員のために、『新聞法』 (新聞出版自由法)を制定し、神聖な報道独立調査と取材権、監督する権利、知る権利を確立し、 新聞記者の合法的権益を保護し、社会の公平正義を擁護し、調和の取れた社会をよりよく構築する よう呼びかける。」(因此,本人作为多年从事新闻工作和政治评论的作者,站出来向全社会,包括新 闻主管部门,强烈要求全社会都来保护记者权益,捍卫新闻自由。眼下,加快新闻立法,才是当前最 为迫切的。值此记者节来临之际,我呼吁新闻出版总署加快新闻法的起草,呼吁全国人大常委会尽快 把新闻立法列入立法计划,早日为宪法确立的十三亿中国公民的言论自由权、出版自由权和至少 五十万以上新闻从业人员而制定出一部《新闻法》(新闻出版自由法),确立神圣的新闻独立调查和采 访权、监督权、知情权,保护新闻记者的合法权益,保障新闻自由,维护社会公平和正义,更好地构 建和谐社会。)(昝爱宗:记者节之际致国家新闻总署署长柳斌杰先生 博讯北京时间 2007 年 11 月 08日 转载)と呼びかけている。

また、17全大会報告を受けて、具体的な法制化の動きも見られた。2008年12月12日の成都商報によると、全人代常務委員の徐顕明が10日に取材を受け次のように語ったと伝えている。「17全大会報告が描写したところの『法に従って人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利』は新たな人権体系を構成しており、将来憲法を改正する機会があれば、こうした人権を

憲法に書き込むべきである。わが国人権事業は歴史の一つの新たな起点にあるので、人権体系に対して新しい描写が求められている。目下、わが国憲法は28種類の人権を列挙しているが、こうした列挙の方式で定義した人権体系は閉鎖されたものであり、その数は17全大会報告と比べ違いが割と大きい。」(十七大报告中所描述的"依法保障人民的知情权、参与权、表达权、监督权"构成了新的人权体系,如果将来有机会修改宪法,这些人权应写入宪法。我国人权事业处在历史的一个新起点,这要求对人权体系进行重新描述。目前我国宪法列举了28种人权,但这种用列举的方式定义的人权体系是封闭的,其数量与十七大报告比起来差别比较大。)。と語った。

こうした期待や呼びかけにかかわらず、「新聞法」の制定はもとより、「四権」の法制化も遅々として進まなかった。胡錦濤時代の限界がここに垣間見える。それは前述した展江の指摘する「非常に大きな力が新聞立法を拒絶している」からなのであろう。

## 2. 習近平時代における「四権」

# 2.0 習近平執政初期に見る「四権」

習近平時代に入っても、検察日報が2013年3月17日の紙面に「公民の『四権』を保障し、『権力のかご』を見張ろう」(保障公民"四权",看住"权力之笼")と題する一文の中で、「公民の知る権利、参与する権利、監督する権利、表現する権利をしっかり保障することのみによって、はじめて隙間を遮断し、『トラ』を叩くこともできるし、「ハエ」も叩くことができるのである。」(只有保障好公民的知情权、参与权、监督权、表达权,"权力之笼"才能密不透风,既打"老虎",又打"苍蝇"。)などと主張していた。

その後、2013年11月12日の中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議で採択された「全面的に改革を深化させる若干の重大問題に関する中共中央の決定」(中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定)の「八、社会主義民主政治制度建設を強化する」(八、加强社会主义民主政治制度建设)の中では「各レベル各領域から公民の秩序ある政治参与を拡大…」(从各层次各领域扩大公民有序政治参与)、「職員労働者の管理と監督に参与する民主的権利を保障する。」(保障职工参与管理和监督的民主权利)、「人民に権力を監督させ、権力を陽光の下で行使させ・・・」(让人民监督权力,让权力在阳光下运行)などという表現はあるものの、「四権」そのものには直接言及していない。

また、メディアについては「正しい輿論誘導を堅持する体制メカニズムを健全にする。基礎管理、内容管理、業種管理およびネット違法犯罪防止と打撃などの活動連動メカニズムを健全にし、ネット突発事件処置メカニズムを健全にし、プラス面からの導きと法に従って管理することを結び付つけたネット輿論活動構造を形成する。ニュースメディア資源を統合し、伝統メディアと新興メディアの融合発展を推進する。報道発表の制度化を推進する。新聞工作者の職業資格制度を厳格にし、新しいタイプの媒介運用と管理を重視し、伝播秩序を規範化する。」(健全坚持正确舆论导向的体制机制。健全基础管理、内容管理、行业管理以及网络违法犯罪防范和打击等工作联动机制,健全网络突发事件处置机制,形成正面引导和依法管理相结合的网络舆论工作格局。整合新闻媒体资源,推动传统媒体和新兴媒体融合发展。推动新闻发布制度化。严格新闻工作者职业资格制度,重视新型

媒介运用和管理、规范传播秩序。)としている。

# 2.1 習近平の「講話」などに見る「四権」

習近平は2015年2月28日に「中央全面深化改革领导小组第十次会议」を主宰した。そのニュース記事(新华社2月29日)は「会議」を主語として次のように報道している。「会議は強調した。人民監督員制度改革を深化させることは党の18期3中全会、4中全会が提起した一つの重要な改革措置であり、目的はより一層人民大衆の秩序だって司法に参与するルートを拡げ、検察権が法に従って独立公正に行使されることを確保する外部監督制約メカニズムを健全にすることにあり、それは人民大衆の検察活動に対する知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障することに重要な意義がある。」(会议强调,深化人民监督员制度改革是党的十八届三中、四中全会提出的一项重要改革举措,目的是进一步拓宽人民群众有序参与司法渠道,健全确保检察权依法独立公正行使的外部监督制约机制,对保障人民群众对检察工作的知情权、参与权、表达权、监督权具有重要意义。)。ここには習が直接「四権」に触れたという記述はないが、彼が「主宰」した会議であることから、「人民大衆の検察活動に対する」「四権」は認知していたといえよう。

そして、習近平が「四権」に直接言及したのは2015年4月28日の「『五一』国際メーデー祝賀 および全国労働模範と先進工作者表彰大会における講話」(在庆祝"五一"国际劳动节暨表彰全国 劳动模范和先进工作者大会上的讲话)の中であった。習は次のように述べている。 「われわれは必 ず社会主義の民主を発展させ、労働者階級と広範な労働大衆の民主的権利を着実に保障、絶えず発 展させなければならない。党の指導、人民が一家の主になる、法に従って国を治める有機的統一を 堅持し、労働者階級の国家の指導階級としての地位を堅持し、社会主義民主政治の制度化、規範 化、プロセス化推進を加速し、人民代表大会制度を堅持、完備し、協商民主の広範多層制度化の発 展を推進し、人民が法に従って、秩序だって、広範に国家の実務と社会の実務管理、経済と文化事 業管理に参与することを促進しなければならない。基層の民主建設を推進し、職員労働者代表大会 を基本形式とする企業事業単位の民主管理制度を健全にし、より効果的に職員労働者の知る権利、 参与する権利、表現する権利、監督する権利を根付かさなければならない。」(我们一定要发展社会 主义民主,切实保障和不断发展工人阶级和广大劳动群众的民主权利。要坚持党的领导、人民当家作 主、依法治国有机统一,坚持工人阶级的国家领导阶级地位,加快推进社会主义民主政治制度化、规 范化、程序化,坚持和完善人民代表大会制度,推进协商民主广泛多层制度化发展,促进人民依法、 有序、广泛参与管理国家事务和社会事务、管理经济和文化事业。要推进基层民主建设,健全以职工 代表大会为基本形式的企事业单位民主管理制度,更加有效地落实职工群众的知情权、参与权、表达 权、监督权。)。

次に、習近平が「四権」に言及したのは冬季五輪開催に向けて「重要指示」を行ったニュース記事(新华社:共享办冬奥 让民众有更多 "获得感" 2015 年 12 月 01 日 18:24 新华网)が伝えたもので、「断固としてともに五輪開催を享受するには、社会公衆の参与する熱情を十分尊重し、民衆の五輪開催準備活動に対する知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保証しなければならない。」(坚持共享办奥、就要充分尊重社会公众的参与热情、保证民众对奥运筹办工作的知情权、参与权、表达权、监督权。)と述べている。

以上の習の発言は「検察活動」、「基層の民主建設」、「五輪の準備活動」などに対する極めて限定された範囲内の個々の「四権」であることを示している。

### 2.2 党と政府の「意見」などに見る「四権」

一方、2016年2月17日に中共中央弁公室と国務院弁公室が下達した「政務公開活動を全面的に推進することに関する意見」(关于全面推进政务公开工作的意见)(新华社 2016年02月17日)はその中で、「公開透明は法治政府の基本的特徴である。全面的に政務公開を推進し、権力を陽光の下で行使させることは、社会主義民主政治を発展させ、国家の治政能力を向上させ、政府の公信力執行力を増強し、人民大衆の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障するのに、重要な意義をもつものである。」(公开透明是法治政府的基本特征。全面推进政务公开、让权力在阳光下运行、对于发展社会主义民主政治、提升国家治理能力、增强政府公信力执行力、保障人民群众知情权、参与权、表达权、监督权具有重要意义。)と指摘している。

また、2016 年 10 月 27 日に 18 期中央委員会第 6 回全体会議で採択された「新たな情勢の下での党内の政治生活に関する若干の準則」(关于新形势下党内政治生活的若干准则)は「党員の主体的地位を尊重し、党員の民主的権利を保障し、党員の知る権利、参与する権利、選挙権、監督する権利を根付かせ、党員全体が平等に党規約の規定する党員の権利を享受し、党規約の規定する党員の義務を履行することを保障し、党内民主平等の同志関係を堅持し、党内では一律に同志と呼ばなければならない。」(必须尊重党员主体地位、保障党员民主权利、落实党员知情权、参与权、选举权、监督权、保障全体党员平等享有党章规定的党员权利、履行党章规定的党员义务、坚持党内民主平等的同志关系、党内一律称同志。任何党组织和党员不得侵害党员民主权利。)と明記している。ここでは「党員」という範囲に限られると同時に、「表現する権利」は無く、「選挙権」との「四権」となっている。

また、同じく 2016 年 10 月 27 日に 18 期中央委員会第 6 回全体会議で採択された「中国共産党党内監督条例」(中国共产党党内监督条例)には「四権」の中の「知る権利」と「監督する権利」が「第 43 条」に次のように明記された。「党組織は党員の知る権利と監督する権利を保障し、党員が党内監督の中において積極的役割を果たすよう励まし、支持すべきである。真実の姓名を署名し規律違反の事実を反映することを提唱し、党組織は摘発告発者のために厳格に秘密を保護するとともに、適当な方式で彼らに処理情況をフィードバックするべきである。監督を邪魔妨害し、監督者に打撃を与え報復する者に対しては、規律に従って厳格に処理する。」(党组织应当保障党员知情权和监督权,鼓励和支持党员在党内监督中发挥积极作用。提倡署真实姓名反映违纪事实,党组织应当为检举控告者严格保密,并以适当方式向其反馈办理情况。对干扰妨碍监督、打击报复监督者的,依纪严肃处理。)。

これより先、李克強首相は2016年5月9日、「全国政務簡素化権力下放下放管理結合優良化サービス推進改革テレビ電話会議」(在全国推进简政放权放管结合优化服务改革电视电话会议上的讲话、新華社2016年5月9日)で「四権」について次のように語っている。

「政務の簡素化権力の下放により大きな実際の成果をあげるには、より大きな力で政務公開を推

進しなければならない。人民大衆と企業は不合理な審査認可の弊害に対し感ずるところが最も深く、何を改革し、どのように改革し、成果がどのようなのかに対し、最も発言権を持っている。同時に、人民大衆と企業に権力の下放状況を理解させ、権力の下放の進展を監督させ、権力の下放の効果を評価させることのみによってはじめて権力の下放を現実のものとすることが確保できる。公開透明は現代の政府の基本的特徴であり、全面的に政務公開を推進し、権力を陽光の下で行使させることは、社会主義の民主政治を発展させ、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障することに重要な意義があり、これは政務の簡素化権力の下放のもつべき道理でもある。」(简政放权要取得更大实效、必须以更大力度推进政务公开。人民群众和企业对不合理审批之弊感受最深、对改什么、如何改、成效如何、最有发言权。同时、只有让人民群众和企业了解放权情况、监督放权进程、评价放权效果、才能确保放权落到实处。公开透明是现代政府的基本特征、全面推进政务公开,让权力在阳光下运行、对于发展社会主义民主政治、保障人民知情权、参与权、表达权、监督权具有重要意义、这也是简政放权的应有之义。)

なお、李克強は首相就任以来、2017年12月までに12期全人代第3回会議(2015.3.5)、12期第4回会議(2016.3.5)、12期第5回会議(2017.3.5)の3回の政府活動報告を行ったが、そのすべてに「四権」の言及はなく、上掲の発言だけが李の「肉声」といえ、胡錦濤時代の温家宝首相とは好対照をなしている。

### 2.3 13次5か年計画に見る「四権」

習近平時代に入って、2016年3月17日に「中華人民共和国国民経済と社会発展第13次5か年 規画綱要」(中华人民共和国国民经济和社会发展第十三个五年规划纲要)(新华社 2016年03月 17日)が公表された。その「第五節 公衆参与のメカニズム完備」(第五节 完善公众参与机制) の中に「法に従って居民の知る権利、参与する権利、政策決定する権利および監督する権利を保障 し、公衆が物事の処理に参与する制度化されたルートを完備する。公衆の切実な利益に関係する重 大な政策決定に対しては、居民会議、議事協商、民主聴聞などの形式によって、広範に公衆の意見 提案を求める。村務公開、居務公開、民主評議などの方途を完備し、公衆の監督評価を強化する。」 (依法保障居民知情权、参与权、决策权和监督权、完善公众参与治理的制度化渠道。对关系公众切 身利益的重大决策、以居民会议、议事协商、民主听证等形式、广泛征求公众意见建议。完善村务公 开、居务公开、民主评议等途径、加强公众监督评估。)という記述がある。ここでの「四権」には 「表現する権利」に換わって「政策決定する権利」が入っている。

ちなみに、胡錦濤時代の「五か年計画」については、2011年3月16日に公表された「中華人民 共和国国民経済と社会発展第12次5か年規画綱要」は「民主制度を健全にし、民主形式を豊富に し、民主のルートを拡げ、法に従って民主的選挙、民主的政策決定、民主的管理、民主的監督を実 行し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障する。」(健全民主制 度、丰富民主形式、拓宽民主渠道、依法实行民主选举、民主决策、民主管理、民主监督、保障人民 的知情权、参与权、表达权、监督权。)とされており、これまで議論してきた「四権」が明記され ていた。もちろん、この「規画綱要」はこれに先行する党の「提案」の延長線上にあり、その「中 共中央の国民経済と社会発展第12次5か年規画制定に関する提案」(中共中央关于制定国民经济和 社会发展第十二个五年规划的建议)(2010年10月18日中国共産党第17期中央委員会第5回全体会議採択)は「党の指導、人民が一家の主になる、法に従って国を治める有機的統一を堅持し、社会主義の民主政治を発展させ、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障する。」(坚持党的领导、人民当家作主、依法治国有机统一、发展社会主义民主政治、保障人民知情权、参与权、表达权、监督权。)としていた。

さらに、それ以前の2006年3月14日に11期全人代第4回会議で承認された「中華人民共和国国民経済と社会発展第11次5か年規画綱要」では「第一節 社会主義民主を発展させる。」(第一节 发展社会主义民主)の中で、「民主制度を健全にし、民主形式を豊富にし、公民の秩序ある政治参与を拡大し、公民が法に従って民主的選挙、民主的政策決定、民主的管理、民主的監督を実行するのを保証する。基層の民主建設を強化し、政務公開、工場実務公開、村務公開、を堅持、完備し、公民が法に従って選挙権、知る権利、参与する権利、監督する権利を行使することを保証する。人権を尊重、保障し、人権事業の全面的発展を推進する。」(健全民主制度,丰富民主形式,扩大公民有序的政治参与,保证公民依法实行民主选举、民主决策、民主管理、民主监督。加强基层民主建设,坚持和完善政务公开、厂务公开、村务公开,保证公民依法行使选举权、知情权、参与权、监督权。尊重和保障人权,促进人权事业全面发展。)と明記していた。

# 2.4 『国家人権行動計画 (2016-2020)』に見る「四権」

「国家人権行動計画」の三部目に当たる『国家人権行動計画(2016-2020)』は習近平時代に入って2016年9月29日に公表された。それは胡錦濤時代に公表されたこれまでの二部が「四権」をそれぞれ独立した項目として記述していたのに対し、「知る権利」と「参与する権利」を一つ、「表現する権利」と「監督する権利」を一つにそれぞれまとめている。

「(四) 知る権利と参与する権利」((四) 知情权和参与权) は「多くのルート、多くの領域で公民の知る権利の範囲を広げ、秩序だって社会の物事の処理に参与する方途と方式を拡大する。」(多渠道多领域拓宽公民知情权的范围,扩展有序参与社会治理的途径和方式。)とし、「(五)表現する権利と監督する権利」((五)表达权和监督权)では「表現する空間を拡大し、表現の手段とルートを豊富にし、権力運行の制約と監督体系を健全にし、法に従って公民の表現の自由と民主的に監督する権利を保障する。」(扩展表达空间,丰富表达手段和渠道,健全权力运行制约和监督体系,依法保障公民的表达自由和民主监督权利。)と指摘している。

その中で、メディアに関係した部分は「(四)」では、「インターネット政務情報データサービスプラットホームと利便サービスプラットホーム建設を強化し、政務公開情報化、集中化の水準を向上させる。」(加强互联网政务信息数据服务平台和便民服务平台建设,提高政务公开信息化、集中化水平。)という目標を掲げている。

また、「五」では、その目標を「法に従い公民のインターネットの言論の自由を保障する。引き続きネット利用者が言論を発表するためのサービスを完備し、インターネットが反映する社会情勢民意を重視する。」(依法保障公民互联网言论自由。继续完善为网民发表言论的服务,重视互联网反映的社情民意。)とするとともに、「新聞雑誌、放送、テレビなどの伝統メディアの監督の役割を発揮させ、伝統メディアとインターネットなどの新興のメディアとの連動を強化し、ネットワーク監

督を運用、規範化することを重視する。」(发挥报刊、广播、电视等传统媒体监督作用,加强传统媒体与互联网等新兴媒体的互动,重视运用和规范网络监督。依法保障新闻机构和从业人员的知情权、采访权、发表权、批评权、监督权。)と指摘している。

胡錦濤時代の2部の「計画」と比較すると、5年にわたるこの「計画」はその長期にわたる目標にしては、「四権」に対しての関心が低いと言わざるを得ない。

#### 2.5 習近平メディア関連発言と「四権」

習近平は本稿執筆時点(2017.12)まで「四権」をメディアに結び付けて語ったことはない。これまで、習は2013年8月19-20日に開催された全国宣伝思想工作会議で初めてイデオロギーをめぐる宣伝思想工作について重要講話(8.19講話)を行った。翌2014年8月18日には中央全面深化改革指導小グループ第4回会議で新旧メディアの融合について語った。

そして、2016年2月19日には、人民日報、新華社、CCTVなどを視察し、報道輿論工作座談会に出席し「重要講話」を行い、「党の報道輿論工作で党性原則を堅持するのに最も根本的なものは報道輿論工作に対する党の指導を堅持することである。党と政府が運営するメディアは党と政府の宣伝の陣地であり、党の姓を名乗らなければならない。」(党的新闻舆论工作坚持党性原则,最根本的是坚持党对新闻舆论工作的领导。党和政府主办的媒体是党和政府的宣传阵地,必须姓党。)(人民日报 2016年02月20日)と語った。

さらに、2016年4月25日にはサイバーセキュリティと情報化工作座談会で「インターネットは 社会の情報の大きなプラットホームであり、何憶何万というネット利用者がそこで情報を得、情報 を交流している。これは彼らの知識を求める方途、思惟方式、価値観に重要な影響を与えるであろ う。特に彼らの国家に対する、社会に対する、仕事に対する、人生に対する見方に重要な影響を与 えるであろう。」(互联网是一个社会信息大平台, 亿万网民在上面获得信息、交流信息, 这会对他们 的求知途径、思维方式、价值观念产生重要影响、特别是会对他们对国家、对社会、对工作、对人生 的看法产生重要影响。)と指摘すると同時に「われわれの目標を実現するため、ネットワークあげ て同心円を形成しなければならない。何が同心円なのか?それはほかでもなく党の指導の下で、全 国の各民族人民を動員し、各方面の積極性を引き出し、ともに中華民族の偉大な復興を実現する中 国の夢のために奮闘することである。」(为了实现我们的目标, 网上网下要形成同心圆。什么是同心 圆?就是在党的领导下,动员全国各族人民,调动各方面积极性,共同为实现中华民族伟大复兴的中 国梦而奋斗。)と強調した。さらに、習は「インターネットは法の外にあるものではない。ネット ワークを利用し国家政権転覆を鼓吹し、宗教過激主義を煽動し、民族分裂思想を宣揚し、暴力テロ 活動を教唆するなどのこうした行為は断固として制止、打撃を与えなければならず、決してそれに やりたい放題させてはならない。」(互联网不是法外之地。利用网络鼓吹推翻国家政权,煽动宗教极 端主义,宣扬民族分裂思想,教唆暴力恐怖活动,等等,这样的行为要坚决制止和打击,决不能任其 大行其道。)(新华社北京4月25日电)と呼びかけた。

胡錦濤時代は「四権」に関連して「言論の自由」の場として取り上げられてきたインターネットに対する習の警戒感が如実になっている。こうした警戒感はすでに 2013 年 8 月の「8.19 講話」に現れていた。その全文はいまだ公表されていないが、ネット上に流布されている「『8.19』講話精

神伝達提綱」(「"8:19" 讲话精神传达提纲」)では習がインターネットについて詳細に語っている。 その中で習は「インターネットはすでに輿論闘争の主戦場になっている。ある同志が言うには、イ ンターネットはわれわれが直面する「最大の変数」になっていて、うまく行わなければわれわれの 「頭痛の種」になってしまう。西側反中勢力はずっとインターネットを利用して「中国を倒す」こ とを企んできた。何年も前「インターネットをもつことになり、中国に対応する方法を得た」、「社 会主義国家が西側の懐に飛び込むのに、インターネットから始まるであろう」と公言した西側の政 治家がいた。米国の「PRISM」、「xkeyscore」などの監視計画から見ると、彼らのインターネット 活動のエネルギーと規模は人の想像をはるかに超えたものである。インターネットというこの戦場 で、われわれがもちこたえ、勝利できるか否かは直接我が国のイデオロギーの安全と政権の安全に 関係する。」(互联网已经成为舆论斗争的主战场。有同志讲,互联网是我们面临的"最大变量",搞 不好会成为我们的"心头之患"。西方反华势力一直妄图利用互联网"扳倒中国",多年前有西方政要 就声称"有了互联网,对付中国就有了办法","社会主义国家投入西方怀抱,将从互联网开始"。从 美国的"棱镜"、"X-关键得分"等监控计划看,他们的互联网活动能量和规模远远超出了世人想象。 在互联网这个战场上,我们能否顶得住、打得赢,直接关系我国意识形态安全和政权安全。)と指摘 し、インターネットが「西側反中勢力」との「輿論闘争の主戦場」になっているとの認識を示して いた。

また、習は国内についても「わが国のネット利用者は6億人近くであり、ケータイネット利用者は4.6億余人であり、そのうちウェイポーユーザーは3億余人に達している。たくさんの人、特に若い人は基本的に主流メディアを見ず、大部分の情報をネット上から得ている。この事実を直視し、力を強め投入し、速やかにこの輿論の戦場の主導権を掌握しなければならず、はじに追いやられてはならない。」(我国网民有近6亿人,手机网民有4.6亿多人,其中微博用户达到3亿多人。很多人特别是年轻人基本不看主流媒体,大部分信息都从网上获取。必须正视这个事实,加大力量投入,尽快掌握这个舆论战场上的主动权,不能被边缘化了。)と語り、インターネットという「輿論の戦場」の「主導権」を「掌握」するよう呼びかけてもいる。

こうしたインターネットに対する習の認識が、2016年11月7日に12期全人代常務委員会第24回会議で採択され、2017年6月1日から施行された「中華人民共和国サイバーセキュリティー法」(中华人民共和国网络安全法・Cybersecurity Law of the People's Republic of China)に結実するのである。(資料解題「『中華人民共和国サイバーセキュリティー法』について」参照)。人権白書などで「四権」の発揚の場所として位置づけられてきたインターネット空間は習によって「輿論闘争の主戦場」と位置づけられ、同法によって完全にその統制下に置かれたのである。

#### 2.6 人権と「四権」

「四権」はもとより「基本的人権」の構成部分であり、党と政府の「人権」に対する「尊重」と 「保障」の趨勢の中に提起されてきた。

2004年3月14日に10期全人代第2回会議において、憲法修正案が可決され、中国憲法の中に、「国家は人権を尊重、保障する。」(国家尊重和保障人权)が書き加えられた。これは中国共産党の規約にも明記されるようになり、その後に開かれた17全大会で党規約に「人権を尊重、保障する。」

(尊重和保障人权)が加えられ、18全大会規約、19全大会規約もそれを継承した。

しかし、中国の人権に対する見解は日本を含む欧米の普遍的価値観とは異なるものである。17 全大会で「人権を尊重、保障する。」(尊重和保障人权)が加えられた時、2007年11月15日に「中 国共産党ニュース網」(中国共产党新闻网) にアップされた「17 全大会党規約修正案学習問答 人 権を尊重、保障するを党規約に書き入れた意義はどこにあるのか?」(十七大党章修正案学习问答 把尊重和保障人权写入党章意义何在?)によると、「人権を尊重、保障することは現代社会の共通 の価値観である。」(尊重和保障人权是现代社会的共同价值观。)としたうえで、「人権とは、簡単に 言えば人の基本的権利である。ブルジョア階級の人権は主に人の自由、平等、民主などを指す。わ れわれの党の主張するところの人権は、人民の生存権と発展権、公民の基本的権利および政治的権 利、文化的権利、法律の前における平等権、少数民族の平等権と特殊保護、障碍者の権益などを含 んでいる。その中で、人民の生存権と発展権が人権の基礎である。これから分かるように、われわ れの人権観はブルジョア階級の人権観よりずっと豊富で、ずっと現実的なのである。」(人权, 简而 言之就是人的基本权利。资产阶级的人权主要是指人的自由、平等、民主等。我们党所主张的人权, 包括人民的生存权和发展权、公民的基本权利和政治权利、文化权利、法律面前的平等权、少数民族 的平等权利和特殊保护、残疾人权益等。其中,人民的生存权和发展权是人权的基础。可见,我们的 人权观比资产阶级的人权观丰富得多、实在得多。)と自画自賛した後、注意すべき点を「第一、人 権は普遍性を備えるとともに、階級性も備える。」(第一,人权既具有普遍性,又具有阶级性。)、 「第二、人権は具体的であり、相対的なものである。」(第二,人权是具体的、相对的。)、「第三、人 権を保護しなければならないが、国家主権をより擁護しなければならない。」(第三,既要保护人 权, 更要维护国家主权。) の三分野から個人の「人権」よりも集団、国家の「主権」が大事である ことを説明し、「いかなる国家の人権事業も、その国家が大きくても小さくても、強くても弱くて も、いずれも自国の政府によって自国の人民に依拠し自主的に解決されるべきことが基本原則であ る。いかなる国家も人権を実現、擁護するのに、いずれも当該国の歴史、経済、政治、文化の具体 的国情から離れることができず、しかもこれに合わせて主権国家によって国内立法を通じて人権に 対して確認、保護がされなければならない。もしも、国家主権、民族の独立および、国家の尊厳を 失えば、人民民主を失うことになり、しかも根本的に人権を失うことになる。」(任何一个国家的人 权事业,不管这个国家是大是小、是强是弱,都应由本国政府依靠自己的人民自主去解决,这是个基 本原则。任何国家实现和维护人权,都不能脱离该国的历史、经济、政治、文化的具体国情,并须由 主权国家通过国内立法对人权予以确认和保护。如果失去了国家主权、民族独立和国家尊严,也就失 去了人民民主、并且从根本上失去了人权。)と指摘している。

すなわち、中国にとっての「人権」とは、「生存権」と「発展権」を基礎にした、「普遍性」よりも「階級性」を優先するものであり、その「尊重」と「保障」は中国の「国情」に基づく「主権」の枠組みの中に存在するものであるということになる。それがため、「四権」も必然的に党国体制下にある「国家」から遊離することはなく、あくまでも「中国の特色ある社会主義」の一つの構成部分に過ぎないのである。

## おわりに

アヘン戦争以降の中国は産業革命以来の欧米日の物質・精神文明との摩擦の歴史をたどった。中 華人民共和国という政体も欧米日との摩擦の中で誕生したものといえる。アヘン戦争によってイギ リスの力を、そして日清戦争によって日本の力を知り、清朝の改革を目指した梁啓超は日本を通じ て欧米の先進文明を学ぼうと呼びかけ、孫中山は日本で後に中国国民党に発展する同盟会をつく り、孫の革命運動は度重なる失敗をしたものの1911年辛亥革命を成就させ中華民国を打ち立て た。建国後、軍閥が割拠する中、蒋介石は北伐を達成し、軍閥を国民党に帰順させた。これより 前、日本が21か条の要求を突きつけたことを契機に、1919年五四運動が起き、毛沢東いうところ の新民主主義革命期に入った。1932年中国東北部に満州国を打ち立てた日本はさらに中国侵略を 加速した。その後の中国国民党と中国共産党の覇権争いは、この日本の中国侵略と不可分である。 主戦場で国民党に日本と戦わせ、彼らを疲弊させる中で、戦力を温存した共産党は日本の敗戦と同 時に武力で政権奪取に向かった。マルクス主義を「本土化」した毛沢東に率いられた共産党はコミ ンテルンの指令も受けながら国民党を駆逐し、1949年10月に中華人民共和国を成立させるのであ る。抗日戦争期中華民国政府を支援した米国は同年「中国白書」を発表し、国民党とは一線を画し たが、朝鮮戦争の勃発で、台湾に臨時政府を置いた国民党を支持するようになり、ソ連を「お兄さ ん」(老大哥)と呼ぶ中国共産党の打ち立てた中華人民共和国とは対峙するようになるのである。 こうした近代中国の置かれた境遇を考えるだけでも共産党が「人権」の中で「生存権」と「発展 権」を特に強調することも理解できる。

しかし、1949年の中華人民共和国成立後すでに70年を迎えようとしているいま、建国後の中国の歴史を振り返ると、「三反五反」、「反右派闘争」、3年の自然災害を生じさせた「大躍進」、さらには「プロレタリア階級文化大革命」へと続く政治運動は中国共産党の名前によって行われたものであり、塗炭の苦しみを味わった国民も少なくない。1979年から始まる改革開放政策以前の絶え間ない政治運動が「生存権」と「発展権」という「人権」を甚だしく踏みにじってきたことを否定し得る者はいないであろう。さらに、その後に起きる民主化運動においても強権を発動してきた。人民解放軍による1989年の民主化運動制圧は身に寸鉄も帯びない学生に対する発砲一つとっても「人権」侵害のなにものでもないであろう。これを米国をはじめとする日本を含む西側先進国が批判したのも当然のことだといえる。また、魏京生や劉暁波などの政治異端者を逮捕処罰したり、劉賓雁、方励之、王若望らを国外に追放したりしてきた。こうした問題が起きるたび、米国は強い関心を示し、人権を擁護する立場から発言し、彼らの受け皿になってきた。

その米国は毎年国務省が「国別人権報告書」を発表する。これに対抗して、中国は「任言実」 (任言实)というペンネームで中共中央対外宣伝弁公室主任・中国人権研究会弁公室主任の董云虎 に1996年から1999年の間に米国の人権問題に関する8編の論文を書かせたのに続き、2000年か らは国務院新聞弁公室から毎年「米国の人権記録」(美国的人权纪录)を発行し、米国の人権観に 反駁してきた。

とはいえ、前述した国民の「生存権」と「発展権」を基礎とした「人権」を蹂躙してきた「反省」から来るものではないものの、改革開放によって経済が発展するとともに、私有財産意識が芽生える中で、人々の人権意識が高まってきたことを背景に、党規約、憲法にも「人権」条項が加え

られた。そして、胡錦濤時代に「四権」の提起に至ったのである。これに、「歓喜の声」をあげたメディア研究者がいても不思議ではないのである。もとより「学問の自由」のない中国において、為政者の言葉に呼応するのも常のことであり、党組織のトップにある総書記の呼びかけがあればなおのことである。であるから、胡錦濤時代は「四権」について活発に論議されたのである。しかし、習近平時代に入って、「四権」に対する習の発言に接した時、彼らは敏感にこれに反応し、口を閉ざしていくのである。

習近平の2012年から始まる一期目は情報管理を強化し、言論空間が縮小されてきた5年であり、その中で「公民」、「人民」、「大衆」の権利としての「四権」は徐々に取り上げられることが少なくなってきた。19全大会からの二期目は如何なる5年になるのか。二期目の出発宣言ともいえる19全大会報告を見る限り、「基層」という限定された範囲内における「人民」の「四権」とされ、憲法に明記されるどころか、権利としての法制化実現も遠くなった感がある。19全大会報告にある「すべての活動に対する党の指導を堅持する。」(坚持党对一切工作的领导)環境の中で、民主集中制の組織原則のトップにある党の「核心」としての習近平にとっては、「ややゆとりある社会」実現にこの「四権」の拡大は優先課題ではなくなっているのである。13億を超える民を擁する大国中国がどこに向かうかは習近平の舵取りにかかっている。「党性」と「人民性」は一致したものであり、メディアは「党を名乗れ」と強調してきた習近平が考える「権力を陽光の下に行使させる」は習が指導する「反腐敗運動」の中の習派以外の「権力」を監視せよと聞こえる。当面、「四権」が「公民」、「人民」、「大衆」の権利として認知されるまでにはなおまだ時間が必要であろうし、認知されたとしても「党がメディアを管理する」態勢は中国共産党一党独裁が続く限り変わることもないのである。言葉を換えていえば、「四権」はもとより、中国のメディア・ジャーナリズム研究は政治そのものであるということである。

中国共産党規約は、その「総綱」の中で、18全大会規約では「党の指導は主に政治、思想および組織上の指導である。」(党的领导主要是政治、思想和组织的领导。)としていたところを、19全大会規約は「党政軍民学、東西南北中、党がすべてを指導するものである。」(党政军民学、东西南北中、党是领导一切的。)と明記した。実際には党がすべてを指導してきた国情にあるが、それをいま党規約に明文化したことは、必然的に全国人民代表大会の開催を待って憲法にも19全大会規約に加えられた「中国共産党はマルクスレーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、『三つの代表』重要思想、科学的発展観、習近平新しい時代の中国の特色ある社会主義思想を行動指針とする。」(中国共产党以马克思列宁主义、毛泽东思想、邓小平理论、"三个代表"重要思想、科学发展观、习近平新时代中国特色社会主义思想作为自己的行动指南。)という文言とともに、「党がすべてを指導する。」が明記されることになろう。

また、メディアもこれまで以上に「党と政府の代弁者」としての役割発揮を求められていくことも疑いのないところである。「新しい時代の中国の特色ある社会主義」国家におけるメディアの「主権在党、情報在党」中国モデルは、われわれが戦後培ってきた「主権在民、情報在民」モデルとは明らかに相反するものではあるが、国情の異なる中国に如何なるメディア制度のジャーナリズムモデルが適しているのかを選択するのは究極的には彼の地に住む人々であることは言うを待たない。しかしながら、上述した環境を考えると、中国共産党、とりわけ党中央の「核心」としての習近平の意思によって左右されることも当然のことである。そして、本稿で検証してきた胡錦濤と習

近平二つの時代の「四権」の消長は民主集中制という組織原則の頂点にある中国共産党総書記の意思の重要性を証明したと同時に、胡錦濤時代は「四権」の春であったことを物語っている。

### 付言

米国のトランプ大統領は2017年11月8日から10日まで中国を訪問した。中国にとって米国は「アメリカ帝国主義」と叫んでいた時代から常に「鏡」であった。米中が国交を回復してからは米国の掲げる自由、平等、民主、法治などの人権の背景にある価値観が「鏡」となり、前述したように米国の「各国の人権状況報告書」に対抗し、中国が「米国の人権状況」を発表するように、中国共産党は自らをそれに照らして、自らの正当性を主張してきた。習近平の故宮におけるトランプ歓待は一方は共産主義、一方は人権という理念を捨て去った両国の為政者が世界に向けて国際関係は利害のみであるという情報を発信した。その映像は、モーゲンソーの言葉を借りるまでもなく、イデオロギーは利益を追求する政治の隠れ蓑であることをわれわれにいま一度教えてくれたことに汲み取るべき教訓がある。

中国共産党の「入党宣誓の言葉」(入党誓词)に「・・・共産主義のために生涯奮闘し、随時党と人民のためにすべてを犠牲にする準備を整え、永遠に党に叛かない。」(・・・为共产主义奋斗终身,随时准备为党和人民牺牲一切,永不叛党。)とある。「党と人民」という表記の中の「人民」は従来の政治的概念としての共産党の側に立つ人を指すものであり、一般的意味の「人々」を言ったものではない。人民日報が党の指示の下で政治運動を先導してきた過去の教訓をもとに、中国のジャーナリズムにおける「党性」と「人民性」の相違を指摘した胡績偉は「人民」を後者として捉え、「人民性」を重視した報道をするべきだと主張した。胡のこうした考え方は共産党によって「党性と人民性は一致する」という言葉で否定され続けてきた。それは「永遠に党に叛かない」の「党」が「人民」の中から選ばれた党員によって構成されている集団であるから、「人民」という個人の知恵にはるかに優るという絶対的存在であることを示しているのである。すなわち、「共産主義」という理念ではなく、党への忠誠を求めるのである。

しかし、中国共産党一党独裁が続く限り、8944万を超える党員以外、一般的意味の「人民」12 億余りが構成する中国社会にはさまざまな出来事が起きるであろうし、党との摩擦も当然その中に含まれる。こうした中で、社会の一線に立つ中国の「新聞工作者」がニュースの取捨に当たって、「党性」と「人民性」の狭間で何を選択し、どのように書くかなど、実践の領域で矛盾を抱えることになる。それゆえ、中国のジャーナリズムをめぐる「党性」と「人民性」の議論は今後も長く続くであろう。

そこに格差社会の中国の現実問題に遭遇する「共産主義のために生涯奮闘する」誓いを立てた「新聞工作者」の葛藤があるのである。「共産主義」とはかけ離れた歴代皇帝の「お屋敷」故宮での振る舞いをいかに見るべきなのか。当然さまざまな意見が出て来ると考えられるが、中国においては外交領域のニュースとして扱われ「新華社」が党の解釈した情報を発信するのである。かかる映像を見ながら、もし、「四権」が中国の「新聞工作者」に「保障」されている環境にあるとすれば、彼らが故宮における米中両国指導者の一挙手一投足の中から何をニュースとして選び、どのような内容のニュースを書いたのだろうかと夢想している。